

第14回 定時株主総会 参考書類・事業報告等

SOMPOホールディングス株式会社

証券コード：8630

目次

■ 株主総会参考書類 ……………	11
■ 事業報告 ……………	29
■ 連結計算書類等 ……………	86
■ ご参考 ……………	97

第1号議案の提案の理由とその内容、第2号議案の提案の理由とその内容の一部につきましては、第14回定時株主総会招集ご通知の「決議事項の概要」に記載のとおりであります。



■ 取締役の選任方針等

取締役選任にあたっては、保険会社向けの総合的な監督指針の内容を踏まえた選任基準等に基づき選任を行うほか、以下(1)「能力要件」、(2)「社外取締役の独立性に関する基準」および(3)「在任年数の要件」に基づいて選任を行います。

(1) 能力要件

当社は、様々な分野で広い知見や経験を持つ会社経営者、学識者または法曹もしくは財務・会計にかかわる専門的知見を有する者等を社外取締役として選任します。また、選任にあたっては、取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、その業務に振り向けられる状況にあることを要件とします。

(2) 社外取締役の独立性に関する基準

当社は、次に掲げる事項に基づいて社外取締役の当社からの独立性を判断します。

- ① 人的関係：当社グループの役職員との親族関係、その出身会社と当社との役員の相互就任状況
- ② 資金的関係：当社株式の保有、当社グループによる株式保有の状況
- ③ 取引関係：当社グループとの取引・寄付の状況
- ④ 上記以外の重要な利害関係

(3) 在任年数の要件

当社の社外取締役および社外監査役としての通算在任年数が8年を超える者については、再任する積極的な理由の有無を慎重に検討し、理由がある場合は再任を妨げないこととします。

取締役候補者（13名）

候補者番号

1. 奥村 幹夫

再任

- 生年月日
1965年11月23日
- 取締役在任年数（本定時株主総会終結時）
2年
- 所有する当社の株式の数（2024年3月31日時点）
4,000株
- 取締役会への出席状況（2023年度）
13／13回（100%）
- 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況



- 1989年 4月 安田火災海上保険株式会社入社
- 2006年 4月 フィンテックグローバル株式会社入社
- 2007年12月 同社取締役投資銀行本部長
- 2015年 4月 当社執行役員経営企画部長
- 2016年 4月 当社執行役員
- 2016年 6月 当社取締役執行役員
- 2016年 7月 S O M P O ケア株式会社代表取締役社長
- 2017年 4月 当社介護・ヘルスケア事業オーナー取締役常務執行役員
- 2017年 7月 S O M P O ケアメッセージ株式会社代表取締役会長会長執行役員
- S O M P O ケアネクスト株式会社代表取締役会長会長執行役員
- 2019年 3月 Sompo International Holdings Ltd.取締役
- 2019年 4月 当社グループC S O取締役常務執行役員
- 2019年 6月 当社グループC S O執行役常務
- 2020年 1月 当社グループC S O（共同）執行役常務
- Sompo International Holdings Ltd.取締役（Chief Executive Officer）
- 2021年 4月 当社グループC S O（共同）執行役専務
- 2021年 9月 Sompo International Holdings Ltd.取締役（現職）
- 2022年 4月 当社グループC O O代表執行役社長
- 2022年 6月 当社グループC O O取締役代表執行役社長
- 2024年 4月 当社グループC E O取締役代表執行役社長（現職）
- 損害保険ジャパン株式会社取締役（現職）

<担 当>

グループ経営全般の統括
（最高経営責任者）

<重要な兼職の状況>

Sompo International Holdings Ltd. 取締役
損害保険ジャパン株式会社取締役

■ 取締役候補者とした理由

奥村幹夫氏は、国内損害保険事業、海外保険事業、介護事業の経営に参画した実績を持ち、S O M P O グループの各事業分野に関する高い知見と経験を有しております。当社においては、2019年にグループC S O (Chief Strategy Officer)、2022年にグループC O O (Chief Operating Officer) 代表執行役社長、2024年4月からはグループC E O (Chief Executive Officer) 代表執行役社長に就任しております。

また、ビッグモーター社^(*)による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、自ら先頭に立ち、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善に取り組んでおります。

これらの豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

※株式会社ビッグモーター、株式会社ビーエムホールディングス、株式会社ビーエムハナデンの3社をいいます。

■ 生年月日

1964年12月18日

■ 取締役在任年数（本定時株主総会終結時）

なし

■ 所有する当社の株式の数（2024年3月31日時点）

5,300株



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 安田火災海上保険株式会社入社
 2016年 4月 当社執行役員経営企画部長
 2018年 4月 当社グループC S O兼グループC I O常務執行役員
 2018年 6月 当社グループC S O兼グループC I O取締役常務執行役員
 2019年 4月 当社グループC F O兼グループC I O取締役常務執行役員
 S O M P O ケア株式会社取締役
 2019年 6月 当社グループC F O兼グループC I O執行役常務
 2020年 1月 当社グループC F O兼グループC S O（共同）兼
 グループC I O執行役常務
 2020年 4月 当社グループC F O兼グループC S O（共同）執行役常務
 2021年 4月 当社グループC F O兼グループC S O（共同）執行役専務
 2021年 7月 S O M P O L i g h t V o r t e x 株式会社取締役（現職）
 2022年 4月 当社グループC F O兼グループC S O執行役専務
 S O M P O ひまわり生命保険株式会社取締役（現職）
 2024年 4月 当社グループC F O執行役専務（現職）
 損害保険ジャパン株式会社取締役（現職）

<担 当>

グループのファイナンス領域
 （最高責任者）

<重要な兼職の状況>

S O M P O L i g h t V o r t e x
 株式会社取締役
 S O M P O ひまわり生命保険株式会社取締役
 損害保険ジャパン株式会社取締役

■ 取締役候補者とした理由

濱田昌宏氏は、国内損害保険事業における経営企画、商品部門の経験を持ち、当社においては、2018年にグループC S O（Chief Strategy Officer）兼グループC I O（Chief Information Officer）、2019年にグループC F O（Chief Finance Officer）に就任しており、S O M P Oグループ全体の経営戦略および財務戦略に関する知見を有しております。

また、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善に取り組んでおります。

これらの豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、新たに取締役候補者となりました。

■ 生年月日

1965年4月14日

■ 取締役在任年数（本定時株主総会終結時）

なし

■ 所有する当社の株式の数（2024年3月31日時点）

3,550株



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 安田火災海上保険株式会社入社

2017年 8月 当社執行役員海外事業企画部長

損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員海外事業企画部長

2019年 4月 当社グループCHRO常務執行役員

2019年 6月 当社グループCHRO執行役常務

2022年 4月 当社グループCHRO執行役専務

2022年 6月 Sompo International Holdings Ltd. 取締役(現職)

2023年 9月 当社グループCHRO兼グループCEO執行役専務

2024年 4月 当社グループCHRO執行役専務（現職）

<担当>

グループの人事領域
(最高責任者)

法務担当、内部監査担当

<重要な兼職の状況>

Sompo International Holdings Ltd. 取締役

■ 取締役候補者とした理由

原伸一氏は、国内損害保険事業における財務部門および海外保険事業の経験を持ち、2019年に当社グループCHRO（Chief Human Resource Officer）に就任しており、SOMPOグループの事業全体、人材戦略、財務戦略に関する高い知見と経験を有しております。

また、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善に取り組んでおります。

これらの豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、新たに取締役候補者としてしました。

候補者番号

4. スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis)

再任

社外取締役候補者

独立役員

■ 生年月日

1960年12月26日

■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）

10年

■ 所有する当社の株式の数（2024年3月31日時点）

0株

■ 出席状況（2023年度）

取締役会：13／13回（100％）

指名委員会：16／16回（100％）

報酬委員会：11／11回（100％）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年 4月 麗澤大学国際経済学部国際経営学科教授

2004年 5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役

2005年 9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役

2006年 3月 株式会社ニッセン監査役

2006年 4月 立教大学経営学部国際経営学科教授（現職）

2011年 3月 株式会社ブリヂストン取締役（現職）

2014年 6月 当社取締役（現職）

2023年 6月 味の素株式会社取締役（現職）

<重要な兼職の状況>

立教大学経営学部国際経営学科教授

株式会社ブリヂストン取締役（社外取締役）

味の素株式会社取締役（社外取締役）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待・役割

スコット・トレバー・デイヴィス氏は、学識者としての幅広い見識を有し、大学での経営戦略論、ESGおよびCSRに関する研究を通じて、グローバルな視点から取締役会の監督機能および意思決定機能強化の観点で当社に適切な助言を行っており、これらの領域で役割の発揮が期待できます。

特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、指名委員会委員長として、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っております。

同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から引き続き社外取締役候補者となりました。

■ 生年月日

1956年5月8日

■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）

10年

■ 所有する当社の株式の数（2024年3月31日時点）

1,300株

■ 出席状況（2023年度）

取締役会：10／13回（77%）

指名委員会：12／13回（92%）

監査委員会：2／3回（67%）

報酬委員会：8／9回（89%）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 三菱電機株式会社入社

1988年 10月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ入社

1992年 10月 アンダーセン・コンサルティング入社

1996年 10月 同社パートナー

1997年 9月 日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社パートナー兼取締役

2000年 5月 株式会社ローランド・ベルガー代表取締役社長

2006年 4月 同社会長

早稲田大学大学院商学研究科教授

2011年 5月 株式会社良品計画取締役

2013年 3月 ヤマハ発動機株式会社監査役

2014年 6月 当社取締役（現職）

日新製鋼株式会社取締役

2015年 3月 株式会社ドリーム・アーツ取締役（現職）

2021年 2月 株式会社ネクステージ取締役（現職）

2023年 6月 T A N A K Aホールディングス株式会社取締役（現職）

<重要な兼職の状況>

株式会社ドリーム・アーツ取締役（社外取締役）

株式会社ネクステージ取締役（社外取締役）

T A N A K Aホールディングス株式会社取締役（社外取締役）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待・役割

遠藤功氏は、グローバル・コンサルティングファームにおける実務経験に加え、大学院教授としての学術的な知見を踏まえた幅広い見識と、経営者としての豊富な経験を有しております。

特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っております。

「現場力」の実践的研究を通じ深度のある多角的な観点から当社に適切な助言を行っており、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としました。

■ 生年月日

1957年4月25日

■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）

4年

■ 所有する当社の株式の数（2024年3月31日時点）

0株

■ 出席状況（2023年度）

取締役会：13／13回（100%）

指名委員会：16／16回（100%）

報酬委員会：11／11回（100%）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 株式会社埼玉銀行（現りそなグループ） 入行
 2005年 6月 りそな信託銀行株式会社社外取締役
 2009年 6月 株式会社りそなホールディングス取締役兼執行役員副社長
 2011年 4月 同社取締役兼代表執行役員副社長
 2012年 4月 株式会社りそな銀行代表取締役副社長兼執行役員
 2013年 4月 株式会社りそなホールディングス取締役兼代表執行役員社長
 株式会社りそな銀行代表取締役社長兼執行役員
 株式会社りそな銀行取締役会長兼代表取締役社長
 2017年 4月 株式会社りそな銀行取締役会長兼代表取締役社長
 2017年 6月 一般社団法人大阪銀行協会会長
 2017年11月 大阪商工会議所副会頭（現職）
 2018年 4月 株式会社りそな銀行取締役会長兼代表取締役社長兼執行役員
 2020年 4月 株式会社りそなホールディングス取締役会長
 株式会社りそな銀行取締役会長
 2020年 6月 当社取締役（現職）
 2021年 6月 本田技研工業株式会社取締役（現職）

<重要な兼職の状況>

大阪商工会議所副会頭

本田技研工業株式会社取締役（社外取締役）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待・役割

東和浩氏は、銀行事業における財務、経営管理などの経験を有し、2013年に株式会社りそなホールディングス取締役兼代表執行役員社長および株式会社りそな銀行代表取締役社長兼執行役員に就任、また、一般社団法人大阪銀行協会会長、大阪商工会議所副会頭など財界の要職を歴任しております。

特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、取締役会議長、報酬委員会委員長として、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っております。

大企業の経営トップとして豊富な知見と経験を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能強化の観点で適切な助言を当社に行っており、これらの領域で役割の発揮が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

7. 柴田 美鈴

しばた みすず

再任

社外取締役候補者

独立役員

※柴田美鈴氏の戸籍上の氏名は小山美鈴であります。

■ 生年月日

1974年7月25日

■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会最終時）

4年

■ 所有する当社の株式の数（2024年3月31日時点）

0株

■ 出席状況（2023年度）

取締役会：12/13回（92%）

監査委員会：14/14回（100%）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年10月 弁護士登録

2001年11月 NS 総合法律事務所弁護士（現職）

2007年10月 金融庁監督局総務課信用機構対応室課長補佐

2017年 4月 司法研修所民事弁護教官

2017年 6月 デリカフーズホールディングス株式会社取締役（現職）

2020年 6月 当社取締役（現職）

株式会社スペースバリューホールディングス取締役

2023年 3月 株式会社パイロットコーポレーション取締役（現職）

<重要な兼職の状況>

弁護士

デリカフーズホールディングス株式会社取締役（社外取締役）

株式会社パイロットコーポレーション取締役（社外取締役）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待・役割

柴田美鈴氏は、法律家としての豊富な知識と経験を有し、取締役会の監督機能および意思決定機能強化の観点から、ガバナンス、ダイバーシティ&インクルージョンについて、当社に適切な助言を行っており、これらの領域で役割の発揮が期待できます。

特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、監査委員会委員長として、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っております。

過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から引き続き社外取締役候補者となりました。

- 生年月日
1957年6月8日
- 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）
4年
- 所有する当社の株式の数（2024年3月31日時点）
400株
- 出席状況（2023年度）
取締役会：12／13回（92%）
指名委員会：16／16回（100%）
報酬委員会：11／11回（100%）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年 4月 三菱商事株式会社入社
- 1991年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
- 2010年 6月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科（現一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻）教授
株式会社ジェネシスパートナーズ代表取締役（現職）
- 2010年 9月 ボストン・コンサルティング・グループ シニアアドバイザー
- 2011年 6月 N E C キャピタルソリューション株式会社取締役（現職）
- 2012年 11月 株式会社ファーストリテイリング取締役
- 2014年 6月 株式会社デンソー取締役
- 2015年 6月 味の素株式会社取締役
- 2018年 4月 一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻客員教授（現職）
- 2020年 6月 当社取締役（現職）
- 2022年 4月 三井住友信託銀行株式会社顧問（現職）
京都先端科学大学経営学研究科・経営管理専攻教授（現職）
- 2022年 6月 株式会社朝日新聞社監査役（現職）

<重要な兼職の状況>

- 株式会社ジェネシスパートナーズ代表取締役
- N E C キャピタルソリューション株式会社取締役（社外取締役）
- 一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻客員教授
- 三井住友信託銀行株式会社顧問
- 京都先端科学大学経営学研究科・経営管理専攻教授
- 株式会社朝日新聞社監査役（社外監査役）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待・役割

名和高司氏は、日系大手商社、グローバル・コンサルティングファームにおける実務経験を有し、2010年には一橋大学大学院国際企業戦略研究科の教授に就任、現在は同校客員教授に就任しております。

特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っております。

経営コンサルタントとしての豊富なビジネス経験と、グローバルな視点を持った高い学術的な知見を活かして、取締役会の監督機能および意思決定機能強化の観点で適切な助言を当社に行っており、これらの領域で役割の発揮が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

※山田メユミ氏の戸籍上の氏名は山田芽由美であります。

■ 生年月日

1972年8月30日

■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）

3年

■ 所有する当社の株式の数（2024年3月31日時点）

0株

■ 出席状況（2023年度）

取締役会：13／13回（100%）

指名委員会：16／16回（100%）

報酬委員会：11／11回（100%）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年 4月 香栄興業株式会社入社
- 1997年 5月 株式会社キスミーコスメティクス入社
- 1999年 7月 有限会社アイ・スタイル代表取締役
- 2000年 4月 株式会社アイスタイル代表取締役
- 2009年 12月 同社取締役（現職）
- 2012年 5月 株式会社サイバースター代表取締役社長
- 2015年 9月 株式会社メディア・グローブ取締役（現職）
- 2016年 3月 株式会社I Sパートナーズ代表取締役社長
- 2016年 9月 株式会社Eat Smart取締役
- 2017年 6月 株式会社かんぼ生命保険取締役
セイノーホールディングス株式会社取締役（現職）
- 2019年 11月 株式会社I Sパートナーズ取締役
- 2021年 6月 当社取締役（現職）
- 2022年 5月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役（現職）

<重要な兼職の状況>

- 株式会社アイスタイル取締役
- セイノーホールディングス株式会社取締役（社外取締役）
- 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役（社外取締役）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待・役割

山田メユミ氏は、経営者としての起業、事業経営の経験に加え、デジタルを含めたマーケティングに関する豊富な実業経験を持ち、総務省や経済産業省の情報通信や産業構造審議関連の政府関係委員会等の委員を歴任し、政策策定に参画するなどの高い知見を活かして、取締役会の監督機能および意思決定機能強化の観点で適切な助言を行っております。

特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っております。

女性活躍推進にも積極的に取り組むなど、当社の重要戦略であるダイバーシティ&インクルージョンに関しても貴重な助言を行っており、これらの領域で役割の発揮が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

■ 生年月日

1964年12月20日

■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）

3年

■ 所有する当社の株式の数（2024年3月31日時点）

200株

■ 出席状況（2023年度）

取締役会：13／13回（100%）

監査委員会：14／14回（100%）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 ソニー株式会社入社

1998年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社

2014年 1月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社CMO

2016年10月 4U Lifecare株式会社取締役COO

2017年 7月 株式会社Yext CMO

2018年 4月 4U Lifecare株式会社代表取締役社長CEO

2018年 6月 株式会社True Data取締役（現職）

2020年 6月 富士古河E & C株式会社取締役（現職）

2021年 6月 当社取締役（現職）

2022年11月 株式会社良品計画取締役（現職）

2023年 4月 オフィスキットO合同会社代表社員（現職）

<重要な兼職の状況>

オフィスKITO合同会社代表社員

株式会社True Data取締役（社外取締役）

富士古河E & C株式会社取締役（社外取締役）

株式会社良品計画取締役（社外取締役）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待・役割

伊藤久美氏は、電機メーカーなどの事業会社での事業戦略立案、戦略コンサルティングの経験に加え、ヘルスケア事業会社でのCMO（Chief Marketing Officer）を務めるなど、IT、デジタルおよびマーケティングにおける高い知見を活かして、取締役会の監督機能および意思決定機能強化の観点で適切な助言を行っております。

特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社社会の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っております。

女性活躍推進にも積極的に取り組むなど、当社の重要戦略でもあるダイバーシティ&インクルージョンに関しても貴重な助言を行っており、これらの領域で役割の発揮が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。



■ 生年月日

1958年4月10日

■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）

2年

■ 所有する当社の株式の数（2024年3月31日時点）

100株

■ 出席状況（2023年度）

取締役会：13／13回（100%）

指名委員会：3／3回（100%）

監査委員会：11／11回（100%）

報酬委員会：2／2回（100%）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 三菱化成工業株式会社入社

2009年 6月 MCC PTA Asia Pacific Private Company Limited Managing Director

Mitsubishi Chemical Singapore Pte Ltd Managing Director
Mitsubishi Chemical (Thailand) Co., Ltd. Managing Director

2011年 4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス 理事 経営戦略室長

2012年 6月 同社執行役員経営戦略室長

2013年 4月 三菱化学株式会社執行役員機能化学本部長

2015年 4月 同社常務執行役員機能化学本部長

2017年 4月 三菱ケミカル株式会社常務執行役員情電・ディスプレイ部門長

2018年 4月 同社代表取締役社長

2022年 4月 同社取締役

2022年 6月 当社取締役（現職）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待・役割

和賀昌之氏は、三菱ケミカル株式会社の国内外における各事業部門、本社部門の要職を歴任し、2018年に代表取締役社長に就任しております。

特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社社会の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っております。

グローバルな組織の経営経験、人事制度や企業文化の変革を牽引した経験を有しており、これら大企業の経営トップとしての経験と実績により、当社の事業戦略やグローバル経営、トランスフォーメーション戦略に関しても貴重な助言を行うことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

■ 生年月日

1951年9月24日

■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）

1年

■ 所有する当社の株式の数（2024年3月31日時点）

0株

■ 出席状況（2023年度）

取締役会：10／11回（91%）

監査委員会：11／11回（100%）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年10月 監査法人中央会計事務所入所

1979年 9月 公認会計士登録

1990年 5月 株式会社柿安本店監査役

1990年 9月 太陽監査法人代表社員

1997年 6月 株式会社柿安本店監査役（現職）

2000年 7月 太陽監査法人総括代表社員

2005年 4月 青山学院大学大学院教授

2010年 4月 青山学院大学大学院客員教授

2014年 6月 キッコーマン株式会社監査役（現職）

2014年 7月 太陽A S G有限責任監査法人代表社員会長

2017年 3月 三菱鉛筆株式会社監査役（現職）

2023年 6月 当社取締役（現職）

2023年 7月 太陽有限責任監査法人会長（現職）

<重要な兼職の状況>

公認会計士

太陽有限責任監査法人会長

株式会社柿安本店監査役（社外監査役）

キッコーマン株式会社監査役（社外監査役）

三菱鉛筆株式会社監査役（社外監査役）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待・役割

梶川融氏は、公認会計士としての専門的な見識と経験に加え、太陽有限責任監査法人の会長を務めており経営者としての豊富な経験を有しております。

特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っております。

会計士として多様な業種、規模の企業の監査、経営に対する助言を行った経験、および監査法人の経営者としての豊富な知見と経験により、とりわけコーポレートガバナンスなどにおいて貴重な助言を行うことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としました。

■ 生年月日

1962年12月22日

■ 取締役在任年数（本定時株主総会終結時）

2年

■ 所有する当社の株式の数（2024年3月31日時点）

15,587株

■ 出席状況（2023年度）

取締役会：13／13回（100%）

監査委員会：14／14回（100%）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 安田火災海上保険株式会社入社

2015年 4月 当社執行役員人事部長

損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員人事部特命部長

2017年 4月 当社グループCHRO常務執行役員

損害保険ジャパン日本興亜株式会社常務執行役員

2019年 4月 当社介護・ヘルスケア事業オーナー執行役員

SOMP Oケア株式会社代表取締役会長CEO

2019年 6月 当社介護・ヘルスケア事業オーナー執行役員

2021年 4月 当社介護・シニア事業オーナー執行役員

2022年 3月 当社介護・シニア事業オーナー執行役員シニアマーケット事業部長

2022年 4月 当社顧問

2022年 6月 当社取締役（現職）

■ 取締役候補者とした理由

笠井聡氏は、国内損害保険事業における企画・人事・システム部門の経験を持ち、2017年に当社グループCHRO（Chief Human Resource Officer）、2019年に介護・ヘルスケア事業オーナーに就任しており、SOMP Oグループの事業全体、とりわけ人事戦略や介護・シニア事業に関する知見を有しております。

また、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っております。

これらの豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。



注 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. スコット・トレバー・デイヴィス氏、遠藤功氏、東和浩氏、柴田美鈴氏、名和高司氏、山田メユミ氏、伊藤久美氏、和賀昌之氏および梶川融氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は「社外取締役の独立性に関する基準」（次頁<ご参考：役員選任方針> 1. (2)）を定めており、各氏が本基準に掲げる審査事由に該当しておらず、独立性を有すると判断しております。当社は、スコット・トレバー・デイヴィス氏、遠藤功氏、東和浩氏、柴田美鈴氏、名和高司氏、山田メユミ氏、伊藤久美氏、和賀昌之氏および梶川融氏について、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ており、本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き独立役員となります。

3. 当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、スコット・トレバー・デイヴィス氏、遠藤功氏、東和浩氏、柴田美鈴氏、名和高司氏、山田メユミ氏、伊藤久美氏、和賀昌之氏および梶川融氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約（責任限定契約）を締結しております。各氏が社外取締役に選任（再任）された場合、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は当社取締役、執行役および執行役員、当社子会社（海外子会社の一部を除く）の取締役、監査役、執行役、執行役員および管理・監督の立場にある従業員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者の取締役の選任が承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であり、保険料は全額当社が負担しております。

5. スコット・トレバー・デイヴィス氏、遠藤功氏、東和浩氏、柴田美鈴氏、名和高司氏、山田メユミ氏、伊藤久美氏、和賀昌之氏および梶川融氏が当社社外取締役在任中に、当社の子会社である損害保険ジャパン株式会社は、不適切な保険料調整行為等の問題により、2023年12月26日に金融庁より保険業法に基づく行政処分を受けました。

また、当社および損害保険ジャパン株式会社は、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題により、2024年1月25日に金融庁より保険業法に基づく行政処分を受けました。

各氏は、平素より法令遵守およびお客さま保護の視点に立った提言を行うとともに、これらの事案の判明後においては実効性のあるグループガバナンスのための提言を行うなど、その職責を果たしております。

<ご参考：役員選任方針>

当社の役員の選任にあたっては、次の役員選任方針に則り、取締役については指名委員会が選定した候補者を株主総会において決定し、執行役および執行役員については指名委員会が選定した候補者を取締役会において決定します。

1. 取締役の選任方針

当社は子会社等を監督・指導するとともに、損害保険事業を中心に様々な事業を営む子会社等の経営戦略を包含したグループ全体の経営戦略を策定し、これを着実に遂行・実現する役割を担います。

この観点から、取締役会は、多様かつ独立した視点・観点から経営課題等に対して客観的な判断を行うことを目的として、ジェンダーや国際性など多様性を考慮して社外取締役を選任し、社外取締役を中心に構成します。

また、取締役選任にあたっては、保険会社向けの総合的な監督指針の内容を踏まえた選任基準等に基づき選任を行うほか、社外取締役については、(1)「能力要件」、(2)「社外取締役の独立性に関する基準」、および(3)「在任年数の要件」にもとづいて選任を行います。

なお、実質的な論議を行うことを目的として、定款の定めにより取締役は15名以内とします。

※この方針において、ジェンダーとは、性別役割分業・LGBTQの存在など、性に関する事象・知識・価値観すべてをいいます。

(1)能力要件

当社は、様々な分野で広い知見や経験を持つ会社経営者、学識者または法曹もしくは財務・会計にかかわる専門的知見を有する者等を社外取締役として選任します。

また、選任にあたっては、取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、その業務に振り向けられる状況にあることを要件とします。

(2)社外取締役の独立性に関する基準

当社は、次に掲げる事項に基づいて社外取締役の当社からの独立性を判断します。

- ①人的関係：当社グループの役職員との親族関係、その出身会社と当社との役員の相互就任状況
- ②資本的關係：当社株式の保有、当社グループによる株式保有の状況
- ③取引関係：当社グループとの取引・寄付の状況
- ④上記以外の重要な利害関係

社外取締役の候補者が次に掲げる事由に該当するときは、社外取締役を中心に組成する指名委員会が独立性の有無を審査し、取締役会が最終判断した後に、株主総会に選任議案を提出するとともに、各金融商品取引所の定める独立役員として届け出ます。

①人的関係

ア. 現在または過去10年間（非業務執行取締役、監査役であった者はその就任前10年間）において、当社または子会社の業務執行取締役^{*1}・執行役・執行役員・使用人である者・あった者

イ. 現在または過去5年間において、当社または子会社の業務執行取締役・執行役・執行役員・重要な使用人^{*2}である者・あった者の親族^{*3}

ウ. 当社または子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社・子会社の取締役・監査役・会計参与・執行役・執行役員

②資本的関係

ア. 当社が議決権10%以上を保有する会社の取締役・監査役・会計参与・執行役・執行役員・使用人

イ. 当社が議決権10%以上を保有する会社の取締役・監査役・会計参与・執行役・執行役員の親族

ウ. 現在または過去5年間に於いて、当社の議決権10%以上を保有する者・保有していた者（法人の場合は当該社またはその親会社・重要な子会社^{*4}の取締役・監査役・会計参与・執行役・理事・執行役員・使用人である者・あった者）

エ. 現在または過去5年間に於いて、当社の議決権10%以上を保有する者・保有していた者の親族（法人の場合は当該社の取締役・監査役・会計参与・執行役・理事・執行役員である者・あった者の親族）

③取引関係

ア. 現在または過去3事業年度の平均で、当社または子会社が当社の年間連結総売上高の2%以上の支払を受けている者・受けた者またはその親族（法人の場合は当該社またはその親会社・重要な子会社の業務執行取締役・執行役・執行役員である者・あった者もしくはその親族または使用人である者・あった者）

イ. 現在または過去3事業年度の平均で、その者の年間連結総売上高の2%以上の支払を当社または子会社から受けている者・受けた者またはその親族（法人の場合は当該社またはその親会社・重要な子会社の業務執行取締役・執行役・執行役員である者・あった者もしくはその親族または使用人である者・あった者）

ウ. 過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付・助成を当社または子会社から受けている公益財団法人・公益社団法人・非営利法人等の理事（業務執行に当たる者に限る）・その他の業務執行者またはその親族

エ. 現在または過去3年間に於いて、当社が資金調達（必要不可欠であり代替性がない程度に依存しているもの）している金融機関その他大口債権者またはその親会社・重要な子会社の取締役・監査役・会計参与・執行役・執行役員もしくはその親族または使用人

オ. 当社または子会社の会計監査人である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員・パートナー・従業員および過去3年間に於いてそれらの者であって、当社または子会社の監査業務を実際に担当（補助的関与は除く）していた者（現在退職・退所している者を含む）

カ. 当社または子会社の会計監査人である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員・パートナーの親族

キ. 当社または子会社の会計監査人である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の従業員であって、当社または子会社の監査業務（補助的関与は除く）を現在実際に

担当している者、および過去3年間において当社または子会社の会計監査人である公認会計士(もしくは税理士)または監査法人(もしくは税理士法人)の社員・パートナー・従業員であって、当該期間において、当社または子会社の監査業務(補助的関与は除く)を実際に担当していた者の親族

- ウ. 上記オ.以外の弁護士・公認会計士等のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社または子会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、および上記オ.以外の法律事務所・監査法人等のコンサルティング・ファームその他の専門的なアドバイザー・ファームであって、過去3事業年度の平均でそのファームの連結総売上高の2%以上の支払を当社または子会社から受けたファームの社員・パートナー・アシエイト・従業員である者・あった者またはその親族

④重要な利害関係

①～③以外で重要な利害関係があると認められる者

- ※1「業務執行取締役」とは、会社法第363条第1項各号所掲の取締役及び当該会社の業務を執行したその他の取締役をいう。(以下同じ)
- ※2「重要な使用人」とは、会社法第362条第4項第3号所定の「重要な使用人」に該当する者をいう。(以下同じ)
- ※3「親族」とは、配偶者・二親等以内の親族・同居の親族をいう。(以下同じ)
- ※4「重要な子会社」とは、当該会社の最近事業年度に係る事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」(会社法施行規則第120条第1項第7号)等の項目またはその他の当該会社が一般に公表する資料において、重要な子会社として記載されている子会社をいう。(以下同じ)
- ※5 上記②ウ.・エ.、③ア.・イ.・ク.に規定する「あった者」とは、過去5年以内に該当する場合をいう。

(3)在任年数の要件

当社の社外取締役および社外監査役としての通算在任年数が8年を超える者については、再任する積極的な理由の有無を慎重に検討し、理由がある場合は再任を妨げないこととします。

2. 執行役・執行役員ポートフォリオ構築方針と選任基準

(1)執行役・執行役員ポートフォリオの構築方針

当社は、サクセッション・プランにもとづいた計画的な経営人材の育成を行い、執行役および執行役員全体の構成については、ジェンダー、年齢、経験、国際性などポートフォリオの多様性や経営チームとしてのバランスを重視します。

(2)執行役・執行役員選任基準

当社は、執行役および執行役員の選任にあたり、次の基準に照らし合わせて選任を行います。

- ・SOMP Oのパーパスに基づき変革を実現できること。
- ・変革をけん引する次世代のリーダーを育成できること。
- ・社員が自信と誇りを持ち、高い志で果敢にチャレンジする風土を醸成できること。
- ・自らのミッションに突き動かされ、行動できること。
- ・担うミッション、役割に関する高い専門性、見識を有すること。
- ・担うミッション、役割に関する経験と実績を有すること。
- ・多様性の価値を理解し、価値創造につなげることができること。
- ・公平、公正な判断力、目標達成力を有していること。
- ・人格において公正で誠実であること。

2023年度（2023年4月1日から 2024年3月31日まで）事業報告

■ 1 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

企業集団の主要な事業内容

当社グループは、2023年度末現在、SOMP Oホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）、連結子会社68社および持分法適用関連会社12社等で構成されており、主要な事業は、国内損害保険事業、海外保険事業、国内生命保険事業および介護・シニア事業であります。

金融経済環境ならびに企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過および成果

当期の世界経済は、インフレ抑制のための世界的な金融引き締めや地政学リスクの高まり等を受けて、前期に比べ成長は鈍化したものの、良好な雇用環境を背景に個人消費が堅調に推移した米国経済が牽引し、底堅く推移しました。

わが国経済は、海外経済の回復ペース鈍化による下押し圧力を受けたものの、企業収益や雇用・所得環境の改善に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための行動制限の緩和等を受けたペントアップ需要の顕在化も加わり、緩やかに回復しました。ただし、物価上昇や金融資本市場の変動が景気に与える影響等は今後も注視する必要があります。

当社および当社の連結子会社に対する行政処分への対応等

当社および当社の連結子会社である損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」といいます。）は、ビッグモーター社（株式会社ビッグモーター、株式会社ビーエムホールディングス、株式会社ビーエムハナテンの3社をいいます。）による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題により、2024年1月25日に金融庁から、それぞれ保険業法第271条の29第1項、保険業法第132条第1項に基づく業務改善命令を受け、その中で、適切な企業文化の醸成に向けた取組みが不十分である等の指摘を受けました。これに基づき、このような事態を二度と起こすことがないようにコンプライアンス・お客さま保護を重視する健全な企業風土の醸成などの再発防止策を掲げた業務改善計画を2024年3月15日に金融庁に提出しました。また、損保ジャパンは、独占禁止法に抵触すると考えられる不適切な保険料調整行為等の問題により、2023年12月19日に公正取引委員会の立入検査を受け、現在も公正取引委員会による審査が継続しているほか、2023年12月26日には金融庁から、保険業法第132条第1項に基づく業務改善命令を受け、その中で、独占禁止法等に抵触する行為もしくは法令の趣旨に照らして不適切な行為を行うリスクが発現しやすい環境であった等の指摘を受けました。これに基づき、適正な競争実施のための環境整備などの再発防止策を掲げた業務改善計画を

2024年2月29日に金融庁に提出しました。

当社および損保ジャパンは、2024年2月29日に公表しましたとおり、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および不適切な保険料調整行為等の問題に関して、関係する役員の責任を重く受け止め、役員の処分を行い、経営責任の所在を明確化しました。

この度の事態を厳粛に受け止め、未来に向けて「新しいSOMP O」を創っていくという強い意志をもち、全社を挙げて業務改善計画の着実な実行・再発防止に取り組み、お客さまおよび社会からの信頼回復に努める所存です。あわせて、グループ横断で企業文化の変革・ブランド回復・コンプライアンス推進・品質管理などを強化することで、「法令等遵守」、「お客さま本位の業務運営」および「社会からの視点」に立脚して、業務運営の透明性・公正性・適切性を確保してまいります。

当社および損保ジャパンは、業務改善命令における指摘事項および自動車保険金不正請求等への対応にかかる社外調査委員会からの提言事項等を踏まえ、10年後、またその先もお客さまに必要とされる会社であり続けるために、業務改善計画において掲げた再発防止策（経営管理（ガバナンス）態勢の抜本的な強化、コンプライアンス・お客さま保護を徹底するための態勢の確立、コンプライアンス・お客さま保護を重視する健全な企業風土の醸成、適切な保険金等支払管理態勢の確立など）を着実に実行してまいります。再発防止策の概要につきましては、「優先的に対処すべき課題」をご参照ください。

（企業団体の事業の経過および成果）

当期の当社グループは、国内損害保険事業においてインフレや想定を超える事故率の悪化等により自動車保険の収支が悪化しましたが、海外保険事業ではコマーシャル分野を中心とした利益の安定と拡大に取り組みました。

さらに、国内生命保険事業では健康応援企業としての成長基盤を強化するためにInsurhealth®商品のラインナップを充実させ、介護・シニア事業では、当社グループ独自の介護事業者向けサービス「e g a k u」を開発し、その利用拡大に向けた取組みを始めました。

当社はグループ全体の持株会社として、事業計画の遂行と企業価値の持続的な向上への取組みを通じた必要な経営資源の配賦を行い、グループのトランスフォーメーションと事業ポートフォリオ変革を推進しました。

この結果、当社グループの修正連結利益は過去最高の2,910億円に達し、このうち海外保険事業の比率は56.0%となりました。なお、保有株式の株価上昇に伴う純資産の増加と運用リスクの高まりにより、修正連結ROEは10%の目標に届かず9.2%、リスク分散比率は38.2%となりました。

パーパス経営の更なる浸透や、その礎となる企業文化の変革、人材育

成、さらにはガバナンスの実効性を高めるための態勢強化等につきましては、グループの不断の取組みを今後も継続してまいります。

(当期の業績)

当社の連結業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、前期に比べて4,077億円増加して4兆9,336億円となりました。一方、経常費用は、前期に比べて307億円減少して4兆4,456億円となりました。

この結果、当期の経常損益は、前期に比べて4,385億円増加して4,880億円の経常利益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損益は、前期に比べて3,896億円増加して4,160億円の純利益となりました。

	2022年度	2023年度	増減
経常収益	4兆5,258億円	4兆9,336億円	4,077億円
保険引受収益	4兆907億円	4兆994億円	87億円
資産運用収益	2,444億円	5,925億円	3,480億円
その他経常収益	1,907億円	2,416億円	508億円
経常費用	4兆4,763億円	4兆4,456億円	△307億円
保険引受費用	3兆5,162億円	3兆4,951億円	△211億円
資産運用費用	1,872億円	1,080億円	△792億円
営業費及び一般管理費	5,984億円	6,587億円	602億円
その他経常費用	1,743億円	1,837億円	93億円
経常利益	495億円	4,880億円	4,385億円
親会社株主に帰属する当期純利益	264億円	4,160億円	3,896億円

(注) 当連結会計年度の期首から、国際財務報告基準（IFRS）を適用している海外連結子会社において、IFRS第17号「保険契約」およびIFRS第9号「金融商品」を適用したことに伴い、会計方針を変更いたしました。そのため、前連結会計年度に遡及処理の内容を反映させた数値で比較しております。

(各事業部門の経過および成果)

各事業部門の経過および成果は、次のとおりであります。



国内損害保険事業



損保ジャパン



○ 損保ジャパン

損害保険ジャパン株式会社は、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスを提供することで、すべてのお客さまのより良い生活と、持続可能な社会の実現を目指しております。

その中で、2023年度に、不適切な保険料調整行為等およびビッグモーター社による自動車保険金不正請求等の問題において金融庁からの行政処分を受けました。この事態を重く受け止め、お客さまの生活や事業を支える社会的使命を担う損害保険会社として、全社を挙げて業務改善計画の着実な実行・再発防止に取り組み、お客さまおよび社会からの信頼回復に努めてまいります。

なお、2021年度～2023年度の中期経営計画では、「成長戦略の加速」「レジリエンスの向上」「事業基盤の強化」を基本戦略として事業を進めてまいりました。

2023年度におきましては、AI活用によるアンダーライティングの高度化・高速化に取り組んだほか、2024年1月には主力の自動車保険向けの基幹システムを刷新し、お客さまサービス品質と生産性の向上を両立する新たな保険募集プロセスを開始しました。

また、2024年1月に発生した能登半島地震では、デジタルツールを活用し、事故受付後の初動チェックや立会調査手配などの業務を大幅に効率化することによって、保険金支払いのさらなる早期化の実現に取り組んでおります。

2024年度から始まった新中期経営計画では、2023年度における一連の問題を踏まえ、全社の変革プロジェクトであるS J-Rを中核に据え、ガバナンスの強化や品質改善などに取り組む「事業基盤の変革」と、セグメント別収益管理の高度化などに取り組む「収益基盤の変革」を着実に実行し、全てのステークホルダーの信頼回復に努めてまいります。

SJ-R

○ セゾン自動車火災

セゾン自動車火災保険株式会社は、通販型損害保険事業の更なる拡大・成長を図り、多様なお客さまニーズに対応しております。

※セゾン自動車火災保険株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2024年10月1日に社名を「SOMPOダイレクト損害保険株式会社」に変更する予定であります。

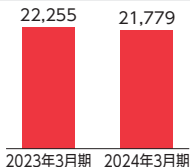
おとなの
自動車保険

(ご参考) セゾン自動車火災は「おとなの自動車保険」をご提供しております。

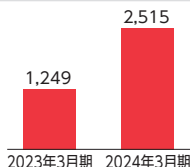
業績 (ご参考)

○ 損保ジャパン (単体)

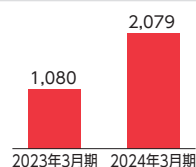
正味収入保険料 (単位: 億円)



経常利益 (単位: 億円)



当期純利益 (単位: 億円)





海外保険事業



海外保険事業はSompo International Holdings Ltd.を中心に米国、英国、欧州大陸、中南米、中東、アジア等で事業を展開し、高品質な保険および保険関連サービスの提供を通じて、お客さまや社会全体の安心・安全・健康の実現に貢献しております。グループの成長ドライバーとして、事業規模・収益性ともに着実な成長を続けており、世界の損害保険市場における大手プロバイダーの地位を築いております。2023年度の海外保険事業全体の修正利益は、主に規律あるアンダーライティングの実践に伴う当年度引受契約の損害率改善、大規模自然災害による損害の減少および金利上昇と資産ポートフォリオの拡大による資産運用収益の大幅な増加によって、前年度比で63.5%増の1,150.1百万ドルとなりました。

コマーシャル分野では、北米、グローバルマーケットおよび再保険の各事業セグメントの成長により、農業保険を除く2023年度のグロス保険料は4.1%の増収となりましたが、作物価格の下落と地理的集積リスクの抑制を目的としたポートフォリオの見直しによる農業保険の減収を主因として、コマーシャル分野全体のグロス保険料は144億ドルと、前年度比0.8%の減収となりました。また、大規模自然災害による損害は限定的であったものの、ソーシャルインレーションの進展を踏まえ、主にロングテール種目^(※)において2019年度以前に発生した事故に対する支払備金を保守的に積み増したことにより、コマーシャル分野全体の保険引受利益は前年度比で低下しました。

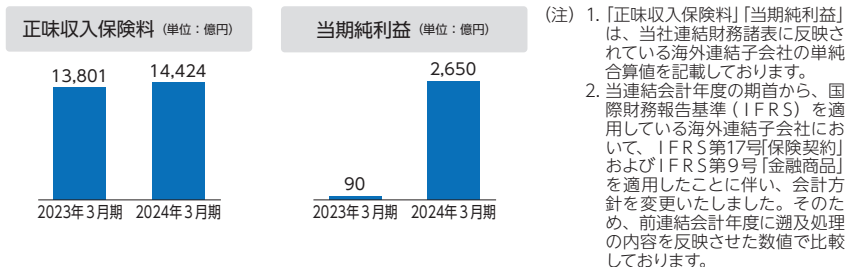
(※) 賠償責任保険など保険金の支払いが長期にわたって継続する保険種目

コンシューマー分野のグロス保険料は前年度並みの11億ドルとなりました。2022年から2023年にかけて実行したブラジルにおける健康保険事業およびその他のコンシューマー事業の売却による減収をトルコでの成長が概ね相殺しました。2023年度はインフレによる影響が比較的小さく、また2022年度に計上した一過性の引当金影響の剥落により、コンシューマー事業全体の収益性は前年度比で改善しました。

今後も規律あるアンダーライティングや規模の拡大を通じて収益改善を進め、カナダ、欧州、東南アジアを中心に保険引受の拡大を行うことで分散の効いた事業ポートフォリオを構築し、更なる収益向上を目指してまいります。

業績 (ご参考)

◎海外連結子会社





国内生命保険事業



◎ SOMPOひまわり生命

SOMPOひまわり生命保険株式会社（以下「SOMPOひまわり生命」といいます。）は、保険本来の機能である「万が一」への備え（Insurance）に加えて、「毎日」に寄り添い健康を応援する機能（Healthcare）を組み合わせた新たな価値「Insurhealth[®]（インシュアヘルス）」を提供することにより、お客さまが健康になることを応援する「健康応援企業」の確立を目指しております。

2023年度は、インシュアヘルス第10弾として、お客さまの健康改善により積立金が増加する業界初の変額保険を5月に発売しました。2023年10月には、2018年度から発売したインシュアヘルス全商品の新契約年換算保険料が1,000億円を突破し、12月には新契約件数が累計150万件を突破しました。その結果、2023年3月末と比べて、2024年3月末の保有契約年換算保険料は49億円増加して3,903億円となり、保有契約件数も21万件増加して493万件となりました。

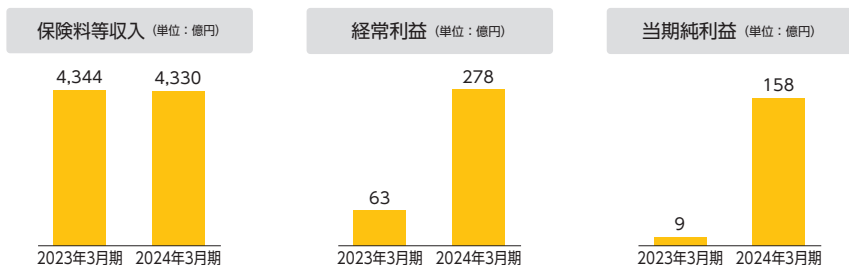


健康応援機能に関して、禁煙や健康状態改善の成功によって保険料を割り引きし、祝金をお支払いする「健康☆チャレンジ！」制度の成功者は累計約1.3万人へと拡大し、お客さまから喜びの声をいただいております。その成功者は未成功者と比べて入院されるお客さまの割合が約50%低いという結果も得られており、お客さまが健康になるための行動変容につながっております。

2024年度から始まった新中期経営計画では、「健康応援企業」をより確かなものとするために、お客さま本位でインシュアヘルスの価値提供と健康体験を拡大していくと同時に、全社一丸でお客さまの健康に向けた取組みを応援する体制を強化することで、「安心・安全・健康」な社会の実現に一層貢献してまいります。

業績（ご参考）

◎ SOMPOひまわり生命（単体）





介護・シニア事業



SOMPOケア



17で創るヘルスケアの未来

NDソフトウェア株式会社

◎ SOMPOケア/エヌ・デーソフトウェア

介護・シニア事業は、「介護の未来を変えていく」をブランドスローガンに掲げ、在宅から施設までフルラインナップの幅広いサービスを提供するとともに、社会課題である介護人材の需給ギャップ拡大の解消にチャレンジしております。

2021年度～2023年度の中期経営計画では、介護オペレーターとしての事業規模の拡大やデジタル・データを活用した生産性向上、他の介護事業者を支えることで介護サービスの持続可能性を向上させるエコシステムの構築およびアクティブシニアを支えるための新事業にチャレンジしてまいりました。

2023年度は、介護オペレーターとして、既存施設・事業所の入居率向上を図るとともに、介護施設2棟の新設や介護事業者2社の買収を通じて事業規模の拡大を図りました。また、テクノロジーを最大限活用して人は人にしかできない付加価値の高い介護を目指す「未来の介護」モデルの導入などの取組みを着実に進めることで、介護施設の入居率は事業参入以来最高の92.9%（2024年3月末時点）を達成しました。

エコシステム構築の取組みとしては、介護事業者向けデータ活用サービス「e g a k u」の開発、エヌ・デーソフトウェア株式会社が担う介護ソフトウェアの拡販などに取り組みました。アクティブシニアを支える取組みとしては、ケアラーの支援や関係者間のコミュニケーション活性化を実現するためのツールとして「ケアエールPRO」を開発しました。

また、子どもを取り巻く社会課題の解決に貢献するために2022年度に開始した「SOMPO流 子ども食堂」には、延べ2万人を超える子供たちが参加しております。さらに2023年度には職業体験等を通じて介護職に対する子供たちの憧れや希望を醸成するために、キッズニア東京に「ケアサポートセンター」パビリオンを展覧しました。

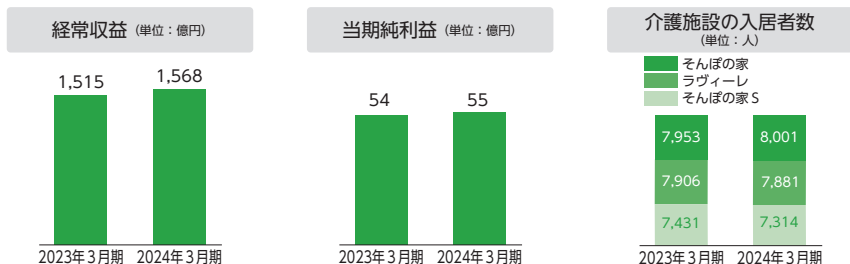


キッズニア東京にパビリオン展覧

2024年度から始まった新中期経営計画では、「SOMPOの介護が日本の介護を変える。そして、日本の未来を創る。」ことを目指し、引き続き介護事業の変革にチャレンジしてまいります。

業績等（ご参考）

◎ SOMPOケア（連結）





その他



SOMPO LIGHT VORTEX



損保ジャパンDC証券



SOMPOワランティ



SOMPOリスクマネジメント



SOMPOアセットマネジメント



SOMPOヘルスサポート

(デジタル事業)

当社グループでは、SOMPO Light Vortex 株式会社を中心に、デジタルを起点にした新規事業の創出・展開・管理を行うとともに、デジタルトランスフォーメーション（DX）によるサービス品質と生産性の向上に資する取組みを推し進めております。また、当社は、保険事業のオペレーション改善や介護事業者向けサービス「egaku」の開発・販売に向けて、米国のテクノロジー会社であるPalantir Technologies Inc.と提携しており、同社のソフトウェアFoundryの技術等も活用してグループ事業の成長を目指しております。

(その他の事業)

当社グループでは、家電や住設機器などの製品の延長保証サービスを専門に提供するSOMPOワランティ株式会社、お客さまの資産形成に関するサービスをご提供するSOMPOアセットマネジメント株式会社、確定拠出年金を扱う損保ジャパンDC証券株式会社、リスクマネジメント・事業継続・サイバーセキュリティなどのサービスをご提供するSOMPOリスクマネジメント株式会社および全国の健康保険組合への保健指導支援や企業の課題であるメンタルヘルス対策を支援するSOMPOヘルスサポート株式会社が事業展開しており、国内損害保険事業をはじめとするグループ会社との事業間連携をベースとした収益モデルの向上を図っております。

優先的に対処すべき課題

■当社および損保ジャパンにおける自動車保険金不正請求等への対応に係る問題ならびに損保ジャパンにおける保険料調整行為等に係る問題

当社および損保ジャパンは、業務改善命令における指摘事項および自動車保険金不正請求等への対応にかかる社外調査委員会からの提言事項等を踏まえ、業務改善計画において掲げた以下の再発防止策（概要）を着実に実行してまいります。

<SOMPOホールディングス>

1. 経営管理（ガバナンス）態勢の抜本的な強化

業務改善計画を着実に実行し、定着を図るため、以下の施策等に取り組みます。

グループガバナンスの強化・実効性の向上

国内主要事業会社の共通方針として、執行のトップが取締役会議長を担う形態を原則見直し、SOMPOホールディングスの役員の取締役派遣を増強することで、執行との分離を進め監督の態勢を強化してまいります。また、コンプライアンス担当役員および内部監査担当役員の設置や専門人材育成の強化等の人的資源投資、国内の主要事業会社における機関設計の見直しなどを通じて、各社の取締役会における監督状況と内部統制の機能状況のモニタリングを強化してまいります。

2. 子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための態勢の構築

子会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための態勢の構築に向けて、以下の施策等に取り組みます。

(1) 子会社の重要施策に関するモニタリング態勢

子会社の重要施策等に対する事前のリスクアセスメントおよび事後のモニタリングを徹底してまいります。また、グループCROおよびコンプライアンス担当役員が損保ジャパンの内部統制の十分性・実効性について監督・モニタリングを行い、監査委員会に四半期毎に報告してまいります。特に、再発防止策については、重点的に監督・モニタリングを行ってまいります。

(2) 情報連携・報告態勢の整備

子会社の重要事項が漏れなく当社へ報告されるためのルールを再整備するとともに、経営状況を常時把握するための当社と損保ジャパンの役職員の相互兼務等の実施やインフォーマルなコミュニケーションの強化など、持株会社が能動的に子会社の重要情報を入手できる態勢整備を行ってまいります。

3. 子会社である保険会社のコンプライアンス・お客さま保護を重視する健全な企業風土の醸成

グループ企業理念体系の見直しを行い、グループ全体への浸透および実践を徹底することで、社員が声をあげられる、多様な意見が受け入れられる企業文化を目指してまいります。

<損保ジャパン>

1. 経営管理（ガバナンス）態勢の抜本的な強化
業務改善計画を着実に実行し、定着を図るため、以下の施策等に取り組みます。
 - (1) 社外取締役の設置および持株会社による経営管理態勢の強化
2024年4月1日付けで監査等委員会設置会社へと移行し、社外取締役を設置しました。これにより、取締役会における公正性を高めるとともに、執行部門に対する取締役会の監督機能を強化してまいります。また、取締役会の構成について、持株会社兼任取締役と損保ジャパンの業務執行取締役を同数程度とすることで、持株会社による監督機能を強化してまいります。これらを通じて、監督と執行の分離を図り、取締役会の監督機能を強化してまいります。
 - (2) 第2線・第3線担当役員の機能強化
適切な法令・コンプライアンス遵守態勢を構築し、コンプライアンスリスクを最小化することをミッションとするCCoO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー/コンプライアンス領域担当役員)およびお客さま視点での業務改善を推進する体制を構築し、お客さま評価の向上を実現することをミッションとするCQO(チーフ・クオリティ・オフィサー/品質管理担当役員)を新設しました。また、内部監査部門を社長直轄としました。これらを通じて、第2線(コンプライアンス部門・リスク管理部門等)・第3線(内部監査部門)によるけん制機能を強化してまいります。
2. コンプライアンス・お客さま保護を徹底するための態勢の確立
第1線(営業部門・保険金サービス部門等)・第2線の役割分担の明確化を図るとともに、第2線への人材投入・専門性向上などによるリスク管理態勢・内部統制の強化を実施することで、けん制機能を強化し、コンプライアンス・お客さま保護の徹底に努めてまいります。
また、内部監査部門と監査等委員会との連携を強化するとともに、監査のDX化などによる内部監査部門の態勢強化を図ってまいります。
3. コンプライアンス・お客さま保護を重視する健全な企業風土の醸成
コンプライアンス・お客さま保護を重視する健全な企業風土を醸成するために、以下の施策等に取り組みます。

(1) カルチャー変革担当役員・カルチャー変革推進部の設置

CCuO（チーフ・カルチャー・オフィサー/カルチャー変革担当役員）を新設するとともに、実行組織としての専門部「カルチャー変革推進部」を新設し、お客さま視点の徹底、風通しの良い企業風土への変革の実現を目指してまいります。

(2) お客さま保護とコンプライアンスを重視したカルチャーの醸成、役職員の浸透に向けた取組み

経営陣がコンプライアンス・法令遵守に関するコミットメントを表明し、タウンホールミーティング等を通じ、直接、繰り返し職員に伝達してまいります。また、お客さまからのご指摘や業務改善命令の内容を年に一度振り返る機会を会社として設けることで、今回の問題を風化させることのないようにしてまいります。営業部門においても、品質やお客さまの視点を重視するよう営業推進態勢や営業目標の設定を見直すことで、コンプライアンス・お客さま保護を重視する健全な企業風土を醸成してまいります。

■損保ジャパンにおける自動車保険金不正請求等への対応に係る問題固有

1. 適切な保険金等支払管理態勢の確立

不正請求を防止し、適切な保険金支払を実施するため、以下の施策等に取り組みます。

(1) 不正請求を防止するための態勢整備

事故時の損害の簡易調査を廃止するとともに、技術アジャスターを増強し損害調査業務への関与を強めてまいります。また、保険金支払完了後の事後検証などのモニタリング機能を強化し、適正な損害調査の推進態勢を整備してまいります。技術アジャスター等に対する教育・研修体制を強化するとともに、不正請求疑義事案を専門的に調査する対策部署を設置することで、不正請求に係る予兆を早期に把握する態勢を整備してまいります。

(2) 公正かつ確かな審査体制・手続きの確立

保険金サービス部門の担当役員および人員を増員するとともに、保険金サービス部門の人材育成専門組織を新設することで、体制を強化し、営業部門からの独立性を確保してまいります。また、公正かつ確かな保険金の審査体制の確立のため、保険金支払のルールを整備するとともにモニタリング・事後検証を強化してまいります。

2. 実効性のある代理店管理（保険募集管理）態勢の確立

適正な保険募集態勢を確保するため、代理店手数料体系においてお客さま視点での「品質」を重視するとともに、苦情分析や品質改善事

案への対応強化などモニタリング態勢を整備し、実効性のある代理店管理態勢および保険募集管理態勢の確立に取り組んでまいります。

■損保ジャパンにおける保険料調整行為等に係る問題固有 適正な競争実施のための環境整備

他の損害保険会社等との接触禁止ルールの整備や共同保険に関わる保険引受ルールの整備などに取り組むとともに、政策株式の削減ペースを加速し、2030年度末までに政策株式保有残高ゼロを目指してまいります。これにより、適正な競争実施のための環境を整備するとともに、当社が提案する商品の品質等によってお客さまから選んでいただける態勢を構築してまいります。また、保険契約および取引シェア獲得のためにこれまで行ってきた本業支援のあり方の見直しにも取り組んでまいります。

◆グループガバナンス体制

当社グループは、実効性あるグループガバナンスの態勢構築と実践に向けた取組みを継続し、業務改善計画の遂行も着実に進めてまいります。

当社は、指名委員会等設置会社として社外取締役を中心に構成する取締役会がグループの執行状況を監督する体制としており、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の3つの法定委員会では、いずれも社外取締役が委員長を務めております。2024年4月からは取締役会の議長も社外取締役から選定することで、客観性と公正性を一層強化してまいります。また、当社の執行役、執行役員の一部は主要子会社の取締役を兼任しており、事業会社の課題等を各社の取締役会を通じて直接把握することで、経営管理の実効性を高める体制としております。グループ各社においても取締役会が監督機能を十分に果たせるよう、重要な執行情報について、タイムリーかつ能動的な報告が行われる仕組みを講じてまいります。

業務執行体制においては、グループCEOの全体統括のもと、執行権限と責任を明確化しております。事業区分ごとに選定される事業CEO（2024年4月1日付けで事業オーナーから名称変更）が一定の権限委譲を受けて事業の成長を牽引していく一方、グループ共通施策等は専門領域ごとに選定されるグループ・チーフオフィサーまたは領域担当役員が推進を担ってまいります。当社は2024年4月から、グループの内部統制の実効性を高めるコンプライアンス担当役員と、業務改善計画の進捗状況を含むグループの内部監査を統括する内部監査担当役員を新たに選任しております。

取締役会から選任される執行役および執行役員が自らのミッションに邁進し、重要な経営課題についてはグループCEOの諮問機関であるグループ執行会議や各種委員会等を機動的かつ効果的に活用しながら、グループの適正な経営管理と企業価値向上の実現を図ってまいります。

<ご参考：今後の役員体制>

当社は、第2号議案「取締役13名選任の件」が承認可決された場合の役員体制を次のとお

取締役（株主総会で選任）



り予定しております。

執行役・執行役員（取締役会で選任）

グループCEO



グループCEO
取締役 代表執行役社長
奥村 幹夫
(取締役兼務)

事業CEO

国内損害保険事業



国内損害保険事業CEO
執行役 石川 耕治
(損害保険ジャパン
代表取締役社長)

海外保険事業



海外保険事業CEO
執行役員 ジェイムス・シェイ
Sompo International Holdings
Executive Chairman of the Board of
Directors and Chief Executive Officer

国内生命保険事業



国内生命保険事業CEO
執行役 大場 康弘
(SOMPOひまわり生命)
代表取締役社長

介護事業



介護事業CEO
執行役 鷺見 隆亮
SOMPOケア
(代表取締役社長CEO)

グループ・チーフオフィサー



グループCFO 取締役 代表執行役専務
濱田 昌宏
(取締役兼務)

ファイナンス



グループCHRO 取締役 代表執行役専務
原 伸一
(取締役兼務)

人事、法務担当、内部監査担当



グループCDO 執行役専務
檜崎 浩一

デジタル



グループCXO 執行役常務
渡部 一文

事業変革



グループCRO 執行役常務
魚谷 宜弘

リスク管理・内部統制



グループCo-CDO 執行役員
アルバート・チュー

デジタル



グループCIO 執行役
鈴木 義泰

IT



グループCSuO 執行役
下川 亮子

サステナビリティ



グループCPRO 執行役
新基 博史

パブリックリレーション

領域担当役員等

- | | |
|--------------------------------------------|------------------------------|
| 執行役員専務（経営企画担当、海外M&A担当、経営企画部長、海外戦略室長） 田尻 克至 | 執行役員常務（グローバル経営推進部長） ケネス・ライリー |
| 執行役員常務（コンプライアンス担当） 堀江 裕志 | 執行役員常務（Wellbeing海外担当） 川内 雄次 |
| 執行役員常務（Wellbeing副本部長） 久米 康樹 | 執行役員（グループDeputy CFO） 山口 力 |
| 執行役員（Wellbeing担当、ウェルビーイング事業部長） 並木 洋平 | 執行役員（Wellbeing担当） 中川ゆう子 |

◆経営環境および経営戦略

国内外の金融政策や為替、グローバルな保険市場の動向の不確実性は増しており、国内では当面、インフレが企業経営に影響を与え続ける可能性もあります。また、中長期では少子高齢化の進行による人口動態の変化がもたらす国内保険市場の縮小、気候変動による世界的な自然災害の増加、地政学リスクやモビリティ技術の進展なども大きなパラダイムシフトの要因となりえます。さらには、生成AIや消費者行動の変化により、ビジネスモデルの転換が必要となる可能性も考えられます。

こうした環境下において、当社グループは、130年を超える歴史で培った事業の基盤や専門性を背景に、お客さまに安心・安全・健康に資するサービスを提供できるグループとして、強みを最大限に活かした戦略遂行を目指してまいります。

<SOMPOグループが目指す姿>

- ①損害保険事業は、国内・海外を問わず、お客さまに安心・安全を届け続けるために、レジリエンスを高めることを最重要と位置付けます。国内損害保険事業と海外保険事業が最適な融合を果たして、市場規模やお客さま・リスクの変化に対して柔軟に対応できる姿を目指してまいります。
- ②また、保険や介護などグループの各事業をつないで、ウェルビーイング事業を立ち上げます。健康・介護・老後資金に関わる社会課題への様々なソリューションがつながり、シームレスにお客さまにサービスを提供できる姿を目指してまいります。

当社グループはSOMPOのパーパスの実現に向けて、事業を通じて社会課題の解決を目指し、持続的な企業価値向上を追求してまいります。

SOMPOのパーパス：「安心・安全・健康」であふれる未来へ」

◆新中期経営計画（2024～2026年度）の取組方針

2024～2026年度の新中期経営計画においては、「SOMPOグループが目指す姿」に向けて、「レジリエンスのさらなる向上」と「つなぐ・つながる」をゴールと位置づけております。

グループとしては、信頼回復とレジリエンス向上に取り組む国内損害保険事業、グループの規模の拡大と成長を牽引する海外保険事業、中長期の成長の牽引役を担うウェルビーイング事業という3つの事業領域を中心に注力してまいります。そして、その結果として、3年後には修正連結ROE13～15%、修正EPS成長率12%超の実現を目指してまいります。

また、グループ共通戦略として、「人材戦略（含むコーポレートカルチャー変革）」「財務戦略（含む資本循環経営）」「データ・デジタル戦略」にも取り組んでまいります。

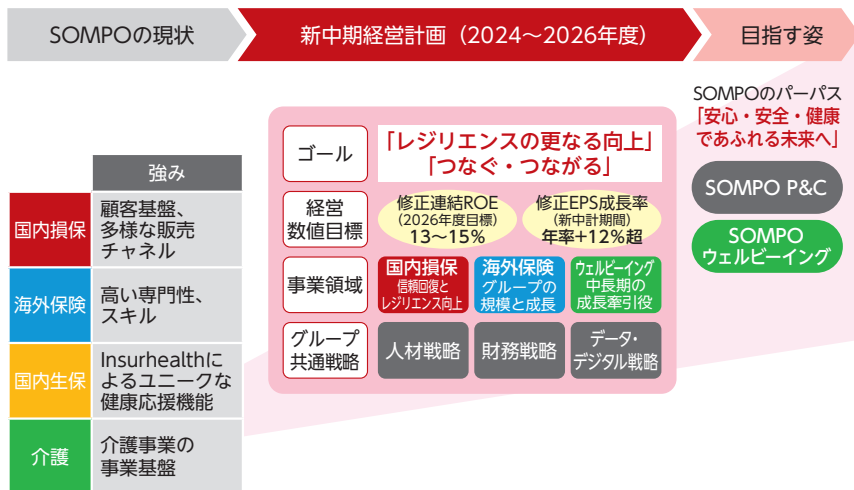
各事業においては、まず国内損害保険事業において、業務改善計画を着実に遂行しながら、収益基盤と事業基盤の再構築にフォーカスしてまいります。保険本業の品質を高めながら、ポートフォリオ変革や、保険金サービス部門と営業部門の変革等に取り組むプロジェクト「SJ-R」を基軸として、態勢整備を進めてまいります。

次に、海外保険事業においては、地域・事業領域の拡大を図り、資産運用利益も高めながら、安定した利益成長を目指してまいります。また、M&Aの案件発掘も引き続き規律を持って進めてまいります。

ウェルビーイング事業では、国内生命保険事業においては、保険と健康サービスの2軸で「ひまわりファン」の拡大を、介護事業においては、オペレーター事業の更なる品質と効率性向上、そして「e g a k u」を含むプラットフォーム展開を、引き続き進めてまいります。

さらに、M&Aの実行も検討しながら、健康寿命の延伸に向けたさまざまなソリューションを提供することで、一人あたりLTV (Life Time Value) を高め、当社グループのPER向上にもつなげてまいります。

当社グループは、自らが果たすべき役割を進化させ、企業価値を向上させるとともに、多様なステークホルダーに真摯に向き合いながら、これからも様々な課題解決に取り組んでまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



注1. 2024年度の事業部門別修正利益、修正連結利益、修正連結純資産、修正連結ROEおよびリスク分散の計算方法は、以下のとおりであります。

		計算方法
事業部門別修正利益※1	国内損害保険事業	当期純利益 + 異常危険準備金繰入額等 (税引後) + 価格変動準備金繰入額 (税引後) - 有価証券の売却損益・評価損 (税引後)
	海外保険事業	Operating Income※2 なお持分法適用関連会社は、原則当期純利益
	国内生命保険事業	当期純利益 + 危険準備金繰入額等 (税引後) + 価格変動準備金繰入額 (税引後) + 責任準備金補正 (税引後) + 新契約費繰延 (税引後) + 新契約費償却 (税引後) - 有価証券の売却損益・評価損 (税引後)
	介護事業	当期純利益
	デジタル・その他	当期純利益 - 投資に関する売却損益・評価損 (税引後)
修正連結利益		事業部門別修正利益の合計
修正連結純資産		連結純資産 (除く国内生命保険事業純資産) + 国内損害保険事業異常危険準備金等 (税引後) + 国内損害保険事業価格変動準備金 (税引後) + 国内生命保険事業修正純資産※3
修正連結ROE		修正連結利益 ÷ 修正連結純資産 (分母は期首・期末の平均残高)
リスク分散比率		リスク分散効果 ÷ グループリスク総量 (分散効果考慮前)

※1 事業部門別修正利益は、一過性の損益またはグループ会社配当等の特殊要因を除く。

※2 一過性の変動要素を除いたOperating Income (=当期純利益 - 為替損益 - 有価証券売却・評価損益 - 減損損失など) で定義

※3 国内生命保険事業修正純資産 = 国内生命保険事業純資産 (日本会計基準) + 危険準備金 (税引後) + 価格変動準備金 (税引後) + 責任準備金補正 (税引後) + 未償却新契約費 (税引後)

2. 本事業報告 (以下の諸表を含みます。)における金額および持株数等は記載単位未満を切り捨てて表示し、持株比率等の比率は記載単位未満を四捨五入して表示しております。

(2) 企業集団および保険持株会社の財産および損益の状況の推移

イ 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経 常 収 益	3,846,323	4,167,496	4,525,869	4,933,646
経 常 利 益	215,097	315,512	49,504	488,034
親会社株主に帰属する当期純利益	142,482	224,842	26,413	416,054
包 括 利 益	512,417	143,823	29,346	1,061,846
純 資 産 額	2,031,168	2,040,789	1,919,140	2,868,258
総 資 産	13,118,656	13,787,835	13,351,277	14,832,778

注. 国際財務報告基準（I F R S）を適用している海外連結子会社は、当連結会計年度の期首から、I F R S 17号「保険契約」およびI F R S 9号「金融商品」を適用しております。これに伴い、2022年度については、遡及適用後の数値を記載しております。なお、2021年度以前に係る累積的影響額については、2022年度の期首の純資産額に反映させております。

ロ 保険持株会社の財産および損益の状況の推移

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営 業 収 益	224,945	170,164	147,733	155,074
受 取 配 当 金	214,376	157,556	133,861	141,147
保険業を営む子会社等	213,660	153,600	128,960	136,440
その他の子会社等	716	3,956	4,901	4,707
当 期 純 利 益	203,154	183,589	116,786	186,482
1株当たり当期純利益	188円87銭	175円34銭	115円57銭	188円17銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総 資 産	1,384,770	1,318,207	1,333,159	1,444,883
保険業を営む子会社等株式等	786,315	786,315	786,315	786,315
その他の子会社等株式等	133,265	155,930	239,328	239,802

注. 当社は、2024年4月1日付けで普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、2020年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

企業集団の主要な事務所の状況につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sompo-hd.com/>) および東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス) (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	前期末	当期末	当期増減 (△)
	名	名	名
国内損害保険事業	23,500	22,723	△777
海外保険事業	7,467	7,296	△171
国内生命保険事業	2,636	2,650	14
介護・シニア事業	13,840	14,105	265
その他 (保険持株会社等)	1,614	1,647	33
合計	49,057	48,421	△636

注 1. 使用人数は、当社グループ会社との兼務者を含んでおります。また、当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含んでおります。

2. 当社の使用人数は、すべて「その他 (保険持株会社等)」に含めて記載しております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達状況

当社は、2023年4月27日付けで第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）を発行しました。本債券により調達した資金は、エヌ・デーソフトウェア株式会社の株式取得のために調達した短期借入金（ブリッジローン）の返済資金への充当などを使用途としております。

発行総額	700億円
償還期限	2028年4月27日（5年債）

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

事業セグメント	金額
	百万円
国内損害保険事業	19,607
海外保険事業	7,252
国内生命保険事業	908
介護・シニア事業	8,093
その他（保険持株会社等）	307
合計	36,168

注. 当社の設備投資の金額は、「その他（保険持株会社等）」に含めて記載しております。

□ 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

(2024年3月31日現在)

会社名	所在地	主要な事業内容	設 年 月 日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	備考
(連結子会社)						
損害保険ジャパン株式会社	東京都 新宿区	国内損害保険事業	1944年 2月12日	70,000百万円	100.0%	—
セゾン自動車火災保険株式会社	東京都 豊島区	国内損害保険事業	1982年 9月22日	32,260百万円	100.0% (100.0%)	—
損保ジャパンパートナーズ株式会社	東京都 新宿区	国内損害保険事業	1989年 2月28日	100百万円	100.0% (100.0%)	—
Mysurance株式会社	東京都 新宿区	国内損害保険事業	2018年 7月17日	2,075百万円	100.0% (100.0%)	—
Sompo International Holdings Ltd.	英領バミューダ ペンブローク	海外保険事業	2017年 3月24日	0千USD (0百万円)	100.0% (100.0%)	—
Endurance Specialty Insurance Ltd.	英領バミューダ ペンブローク	海外保険事業	2001年 11月30日	12,000千USD (1,816百万円)	100.0% (100.0%)	—
Endurance Assurance Corporation	アメリカ デラウェア州 ウィルミントン	海外保険事業	2002年 9月5日	5,000千USD (757百万円)	100.0% (100.0%)	—
Endurance Worldwide Insurance Limited	イギリス ロンドン	海外保険事業	2002年 4月10日	215,967千GBP (41,297百万円)	100.0% (100.0%)	—
SI Insurance (Europe), SA	ルクセンブルク ルクセンブルク	海外保険事業	2018年 1月12日	30千EUR (4百万円)	100.0% (100.0%)	—
Sompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	海外保険事業	2008年 8月1日	790,761千SGD (88,652百万円)	100.0% (100.0%)	—
Sompo Sigorta Anonim Sirketi	トルコ イスタンブール	海外保険事業	2001年 3月30日	195,498千TRY (914百万円)	100.0% (100.0%)	—
Berjaya Sompo Insurance Berhad	マレーシア クアラルンプール	海外保険事業	1980年 9月22日	118,000千MYR (3,773百万円)	70.0% (70.0%)	—
Sompo Seguros S.A.	ブラジル サンパウロ	海外保険事業	1943年 10月8日	1,872,552千BRL (56,532百万円)	99.9% (99.9%)	—
SOMPOひまわり生命保険株式会社	東京都 新宿区	国内生命保険事業	1981年 7月7日	17,250百万円	100.0%	—
SOMPOケア株式会社	東京都 品川区	介護・シニア事業	1997年 5月26日	3,925百万円	100.0%	—
エヌ・デーソフトウェア株式会社	山形県 南陽市	介護・シニア事業	2018年 12月20日	100百万円	100.0%	—
SOMPOワランティ株式会社	東京都 千代田区	その他 (延長保証事業)	2009年 8月20日	95百万円	100.0%	—
SOMPO Light Vortex株式会社	東京都 新宿区	その他 (デジタル関連事業)	2021年 7月1日	12,198百万円	100.0%	—
SOMPOアセットマネジメント株式会社	東京都 中央区	その他 (アセットマネジメント事業)	1986年 2月25日	1,550百万円	100.0%	—
損保ジャパンDC証券株式会社	東京都 新宿区	その他 (確定拠出年金事業)	1999年 5月10日	3,000百万円	100.0% (100.0%)	—

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
SOMPOリスクマネジメント株式会社	東京都新宿区	その他 (リスクマネジメント事業)	1997年 11月19日	30百万円	100.0%	—
SOMPOヘルスサポート株式会社	東京都千代田区	その他 (ヘルスケア事業)	2018年 10月1日	10百万円	100.0%	—
(持分法適用関連会社) キャピタル損害保険株式会社	東京都千代田区	国内損害保険事業	1994年 6月21日	6,200百万円	20.6% (20.6%)	—
Universal Sompo General Insurance Company Limited	インドムンバイ	海外保険事業	2007年 1月5日	3,681,818千INR (6,737百万円)	34.6% (34.6%)	—
Palantir Technologies Japan株式会社	東京都渋谷区	その他 (ソフトウェア販売事業)	2019年 10月15日	5,432百万円	50.0%	—
株式会社ティアフォー	愛知県名古屋市	その他 (自動運転プラットフォーム開発事業)	2015年 12月1日	3,350百万円	25.4%	—
株式会社DeNA SOMPO Mobility	東京都渋谷区	その他 (個人間カーシェアリング事業)	2019年 3月1日	100百万円	50.0%	—
株式会社ABEJA	東京都港区	その他 (AI関連事業)	2012年 9月10日	819百万円	18.5% (18.5%)	—
株式会社DeNA SOMPO Carlife	東京都渋谷区	その他 (マイカーリース事業)	2019年 3月25日	100百万円	39.0%	—
akippa株式会社	大阪府大阪市	その他 (駐車場シェアリング事業)	2009年 2月2日	100百万円	33.5%	—

- 注 1. 本表は、重要な連結子会社および持分法適用関連会社について記載しております。
2. 資本金欄の（ ）内に表示した円貨額は、当期末の為替相場による換算額であります。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内には、間接所有割合を内数で記載しております。

■重要な業務提携の概況

1. 損害保険ジャパン株式会社と第一生命保険株式会社との包括業務提携
当社の連結子会社である損害保険ジャパン株式会社は、第一生命保険株式会社との包括業務提携により、業務の代理・事務の代行契約を締結し、第一生命保険株式会社による損害保険ジャパン株式会社の損害保険商品の取扱いおよび損害保険ジャパン株式会社の代理店による第一生命保険株式会社の生命保険商品の取扱いを行っております。
2. 当社と総合警備保障株式会社との業務提携
当社と総合警備保障株式会社との業務提携により、同社の事故時のかけつけサービスを当社の連結子会社であるセゾン自動車火災保険株式会社の自動車保険契約者に対してご提供しております。また、同サービスを損害保険ジャパン株式会社の一部の自動車保険契約者に対してご提供しております。
3. Sompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.とC I M Bグループとの損害保険の銀行窓口販売に関する提携
当社の連結子会社であるSompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.は、東南アジアの大手銀行グループの一つであるC I M Bグループとの提携により、東南アジア4か国（マレーシア、インドネシア、シンガポール、タイ）において、C I M Bグループが持つ支店網を通じて損害保険商品を販売しております。
4. 当社とPalantir Technologies Inc.および Palantir Technologies Japan株式会社との業務提携
当社は、Palantir Technologies Inc.および両社が共同設立したPalantir Technologies Japan株式会社との業務提携により、Palantir Technologies Inc.のソフトウェア技術を活用した新たなソリューションモデルの開発を行っております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社であるセゾン自動車火災保険株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2024年10月1日に社名を「S O M P Oダイレクト損害保険株式会社」に変更する予定であります。

■ 2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

イ 取締役

(2024年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
櫻田 謙悟	取締役	損害保険ジャパン株式会社 取締役	(注1)
奥村 幹夫	取締役	Sompo International Holdings Ltd. 取締役	(注2)
スコット・トレバー ・デイヴィス	取締役 (社外取締役) 指名委員 (委員長) 報酬委員	立教大学経営学部国際経営学科 教授 株式会社ブリヂストン 取締役 (社外取締役) 味の素株式会社 取締役 (社外取締役)	(注3)
遠藤 功	取締役 (社外取締役) 指名委員 報酬委員	株式会社ドリーム・アーツ 取締役 (社外取締役) 株式会社ネクステージ 取締役 (社外取締役) TANAKAホールディングス 株式会社 取締役 (社外取締役)	(注3)
東 和浩	取締役 (社外取締役) 報酬委員 (委員長) 指名委員	大阪商工会議所 副会頭 本田技研工業株式会社 取締役 (社外取締役)	(注3)
名和高司	取締役 (社外取締役) 指名委員 報酬委員	株式会社ジェネシスパートナーズ 代表取締役 NECキャピタルソリューション 株式会社 取締役 (社外取締役) 一橋ビジネススクール国際企 業戦略専攻 客員教授 三井住友信託銀行株式会社 顧問 京都先端科学大学経営学研究 科・経営管理専攻 教授 株式会社朝日新聞社 監査役 (社外監査役)	(注3)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
柴田美鈴	取締役（社外取締役） 監査委員（委員長）	弁護士 デリカフーズホールディングス株式会社 取締役（社外取締役） 株式会社パイロットコーポレーション 取締役（社外取締役）	(注3) (注4)
山田メユミ	取締役（社外取締役） 指名委員 報酬委員	株式会社アイススタイル 取締役 セイノーホールディングス株式会社 取締役（社外取締役） 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 取締役（社外取締役）	(注3) (注5)
伊藤久美	取締役（社外取締役） 監査委員	オフィスK I T O合同会社 代表社員 株式会社True Data 取締役（社外取締役） 富士古河E & C株式会社 取締役（社外取締役） 株式会社良品計画 取締役（社外取締役）	(注3)
和賀昌之	取締役（社外取締役） 監査委員	—	(注3)
梶川融	取締役（社外取締役） 監査委員	公認会計士 太陽有限責任監査法人 会長 株式会社柿安本店 監査役（社外監査役） キッコーマン株式会社 監査役（社外監査役） 三菱鉛筆株式会社 監査役（社外監査役）	(注3) (注6)
笠井聡	取締役 監査委員	—	(注7)

- 注 1. 櫻田謙悟氏は、2024年3月31日付けで当社および損害保険ジャパン株式会社の取締役を辞任しております。
2. 奥村幹夫氏は、2024年4月1日付けで損害保険ジャパン株式会社の取締役に就任しております。
3. スコット・トレバー・デイヴィス氏、遠藤功氏、東和浩氏、名和高司氏、柴田美鈴氏、山田メユミ氏、伊藤久美氏、和賀昌之氏および梶川融氏は、株式会社東京

証券取引所が定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

4. 柴田美鈴氏の戸籍上の氏名は小山美鈴であります。
5. 山田メユミ氏の戸籍上の氏名は山田芽由美であります。
6. 梶川融氏は、公認会計士として監査法人での長年の勤務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、監査の実効性を確保するため、グループ内組織や業務執行に精通した社内取締役による幅広かつ正確な情報収集が必要であることから、笠井聡氏を常勤の監査委員として選定しております。

□ 執行役

(2024年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
櫻田 謙悟	グループCEO 代表執行役会長 担当：グループ経営全般の統括（最高経営責任者）	損害保険ジャパン株式会社 取締役	(注1)
奥村 幹夫	グループCOO 代表執行役社長 担当：グループ経営全般の統括（最高執行責任者）	Sompo International Holdings Ltd. 取締役	(注2)
石川 耕治	国内損害保険事業オーナー 執行役 担当：国内損害保険事業（最高責任者）	損害保険ジャパン株式会社 代表取締役社長社長執行役員	(注3)
大場 康弘	国内生命保険事業オーナー 執行役 担当：国内生命保険事業（最高責任者）	SOMPOひまわり生命保険株式会社 代表取締役社長社長執行役員CEO	(注4)
遠藤 健	介護・シニア事業オーナー 執行役 担当：介護・シニア事業（最高責任者）	SOMPOケア株式会社 代表取締役会長CEO 日産東京販売ホールディングス株式会社 取締役（社外取締役）	(注5)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
榑崎浩一	デジタル事業オーナー 執行役専務 担当：デジタル事業 (最高責任者)	Palantir Technologies Japan株式会社 代表取締役CEO SOMPO Light Vortex 株式会社 代表取締役会長CEO	(注6)
濱田昌宏	グループCFO グループCSO 執行役専務 担当：グループのファイナンス領域(最高責任者)、グループの戦略領域(最高責任者)	SOMPO Light Vortex 株式会社 取締役 SOMPOひまわり生命保険 株式会社 取締役	(注7)
原伸一	グループCHRO グループCEO 執行役専務 担当：グループの人事領域(最高責任者)、グループの渉外活動、情報活用、社外ネットワーク領域(最高責任者)	Sompo International Holdings Ltd. 取締役	(注8)
渡部一文	グループCXO 執行役常務 担当：グループの事業変革領域(最高責任者)	株式会社ロッセホールディングス 取締役(社外取締役)	(注9)
魚谷宜弘	グループCRO グループCIO 執行役常務 担当：グループのリスク管理・内部統制領域(最高責任者)、グループのIT領域(最高責任者)	SOMPO Light Vortex 株式会社 取締役	(注10)
下川亮子	グループCSuO 執行役 担当：グループのサステナビリティ領域(最高責任者)	—	—

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
新 甚 博 史	グループC P R O 執行役 広報部長 担当：グループのパブリックリレーション領域（最高責任者）	—	(注11)

- 注 1. 櫻田謙悟氏は、2024年3月31日付けで当社のグループCEO代表執行役会長および損害保険ジャパン株式会社の取締役を辞任しております。
2. 奥村幹夫氏は、2024年4月1日付けで当社のグループCEO代表執行役社長および損害保険ジャパン株式会社の取締役に就任しております。
3. 石川耕治氏は、2024年4月1日付けで当社の国内損害保険事業CEO執行役に就任しております。
4. 大場康弘氏は、2024年4月1日付けで当社の国内生命保険事業CEO執行役に就任しております。
5. 遠藤健氏は、2024年3月31日付けで当社の介護・シニア事業オーナー執行役を辞任しております。また、同日付けでS O M P O ケア株式会社の代表取締役会長CEOを辞任するとともに、同年4月1日付けで相談役会長に就任しております。
6. 榑崎浩一氏は、2024年4月1日付けで当社のグループC D O執行役専務に就任しております。
7. 濱田昌宏氏は、2024年3月31日付けで当社のグループC S Oを辞任しております。また、同年4月1日付けで損害保険ジャパン株式会社の取締役に就任しております。
8. 原伸一氏は、2024年3月31日付けで当社のグループC E R Oを辞任しております。
9. 渡部一文氏は、2024年4月1日付けでセゾン自動車火災保険株式会社の取締役副社長執行役員に就任しております。
10. 魚谷宜弘氏は、2024年3月31日付けで当社のグループC I Oを辞任しております。また、同年4月1日付けで損害保険ジャパン株式会社の取締役に就任しております。
11. 新甚博史氏は、2024年3月31日付けで当社の広報部長を解雇されております。
12. 2024年4月1日付けで、鷲見隆充氏が当社の介護事業CEO執行役に、鈴木義泰氏が当社のグループC I O執行役に就任しております。

当事業年度中に辞任した会社役員は次のとおりであります。

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
白川 儀一	国内損害保険事業オーナー 執行役 担当：国内損害保険事業（最高責任者）	損害保険ジャパン株式会社 代表取締役社長社長執行役員	2024年 1月31日 辞任

注. 地位および担当と重要な兼職についての記載は、いずれも辞任時点のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				
			固定報酬 (月例報酬)	退職 慰労金等	業績連動報酬等		左記のうち、 非金銭報酬等
					業績連動 報酬	株価連動型 報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	4名	52百万円	50百万円	—	1百万円	—	—
社外取締役	11名	180百万円	180百万円	—	—	—	—
執行役	14名	1,120百万円	743百万円	—	364百万円	13百万円	—
計	27名	1,353百万円	974百万円	—	365百万円	13百万円	—

注 1. 支給人数、報酬等の総額および報酬等の種類別の総額には、2021年3月31日をもって辞任した執行役1名分、2023年3月31日をもって辞任した執行役2名分および2023年6月26日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名分が含まれております。

2. 執行役を兼務する取締役2名の報酬等の額は、取締役としての報酬等と執行役としての報酬等を区分したうえで、それぞれの報酬等の総額に含めておりますので、支給人数計と各区分の支給人数の合計は相違しております。

3. 「業績連動報酬等」のうち、「業績連動報酬」は、前事業年度の業績に基づく報酬および当事業年度の業績に基づく報酬の引当金計上額の合計であります（ただし、前事業年度の引当金計上額は除きます）。また、「株価連動型報酬」は、当事業年度に費用計上した金額であります。

4. 取締役および執行役の報酬等は、すべて保険持株会社からの報酬等であり、保険持株会社の親会社等からの報酬等はありません。

■ 役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針の決定方法およびその方針の内容の概要

1. 役員報酬制度の位置づけ

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置づけております。そして、当社の役員報酬制度は、企業価値の増大と株主との利害の共有を図ることを目的としております。それを受け、当社の役員報酬制度は、以下の基本理念に基づき、社外取締役を委員長とする報酬委員会において、客観的な視点を取り入れながら設計しております。

なお、当社は、後述の「役員報酬決定方針」において、役員報酬に関わる基本理念をはじめ、報酬構成や役職区分ごとの報酬決定方法、各報酬の内容等について定めております。

2. 当社の役員報酬制度

当社は、現在の中期経営計画期間を、グループ全体および各事業のトランスフォーメーション具現化のフェーズと捉えております。これを支えるガバナンスの重要な要素として、トランスフォーメーション実現に向けたミッションの大きさや取組み、会社業績に連動した役員報酬を位置づけております。

トランスフォーメーション実現に向けたミッションの大きさや取組み、
会社業績に連動した役員報酬制度による役員への動機づけ

株価連動型 報酬 (ファントム ストック)	株主との価値共有	
	中長期計画達成に向けた動機づけ	
	人材のリテンション	
業績連動 報酬	財務業績連動	修正連結 ROE等
	戦略業績連動	戦略目標
固定報酬 (月例報酬)		

当社では、「ミッション・ドリブン（使命感とやりがいを感じ、当事者意識を持って働く）＆リザルト・オリエンテッド（実現志向）」

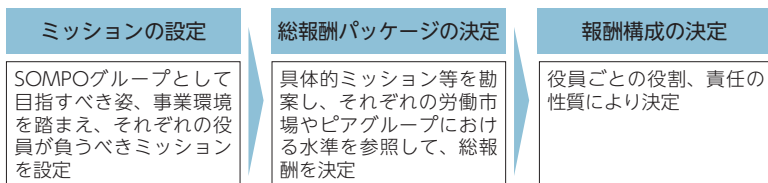
の思想に基づき、各役員は、自らの役割・使命を示し行動すべきと定めております。これらの役員に対する処遇は、役職やポジションのみに応じて固定的に決められるものではなく、未来志向でチャレンジするミッションの大きさとその成果に応じて決定されるべきであるという理念のもとに役員報酬制度を設計しております。

これを実現するため、当社では、役員ポストの職責に応じて、グループCEOをトップとした各ポストのグレードを設定したうえで、当該ポスト・グレーディング（ポストによる格付）に基づく総報酬パッケージ標準額を定めております。個々の役員の総報酬パッケージ基準額の設定にあたっては、個別に課されるミッションの大きさを反映させ、事業年度ごとに決定します。

また、報酬委員会は、当社のすべての取締役および執行役の報酬について、以下に記載する決定プロセスや算定方法に基づき、個別の報酬金額・構成について審議のうえ、決定します。

(1) 総報酬パッケージの決定プロセス

当社では、それぞれの役員に課しているミッションの大きさ等を考慮したうえで、報酬水準を個別的に設定しております。そのため、従来型の役位別の報酬テーブルに基づいて報酬を決定するといったアプローチを当社では採っておりません。



(2) 報酬構成

役員報酬は、各役員の役割や職責に基づいて支給する「固定報酬（月例報酬）」と、業績等に連動する「変動報酬」で構成します。変動報酬は、毎年の業績に応じて年度単位で支給する短期業績連動報酬である「業績連動報酬」と、中長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高めることを目的とした長期業績連動報酬としての「株価連動型報酬」で構成されており、単年度だけでなく中長期的な視点で業績や株価を意識した経営を動機づける設計となっております。

<当社役員報酬制度の概観>

	報酬要素	構成割合		内容
		グループCEO	グループCEO以外	
固定報酬	月例報酬	33.4%	50~70%	<ul style="list-style-type: none"> 役員が担うポストの職責と職務内容を踏まえ、個別的に決定 月例で支払う現金報酬
変動報酬	業績連動報酬	33.3%	15~25%	<ul style="list-style-type: none"> 基準額を定め、年次の業績達成度を考慮して支給額を決定 各役員の財務目標と戦略目標の達成度を評価 年度終了後の6月に現金で支給
	株価連動型報酬	33.3%	15~25%	<ul style="list-style-type: none"> 株主との価値共有とグループの中長期的成長を促進するため、株価に応じて支給額を決定 ユニット付与から一定期間が経過した後に退任時までの任意の時期および退任時に現金で支給
	小計	66.6%	30~50%	
	合計	100%	100%	

(3) 報酬要素ごとの考え方と算定方法

■固定報酬（月例報酬）

当社の固定報酬（月例報酬）は、役員ごとのポストの職責等に応じて設定されており、原則として毎月同額を支給します。

固定報酬（月例報酬）の金額は、ポスト・グレーディングに基づく総報酬パッケージ額を基準額とし、個別のミッションを考慮しつつ、それぞれの役割、責任の性質に応じて基準額を定め、外部報酬コンサルティング会社が実施する役員報酬調査に基づくマーケット報酬水準を参照したうえで妥当と考えられる水準に決定しております。

■業績連動報酬

当社は、役員報酬制度と事業戦略を整合させ、グループの成長に向けた役員の業績向上の意識を高める仕組みとして、各事業の単年度業績に対する役員の貢献に報いる業績連動報酬制度を導入しております。

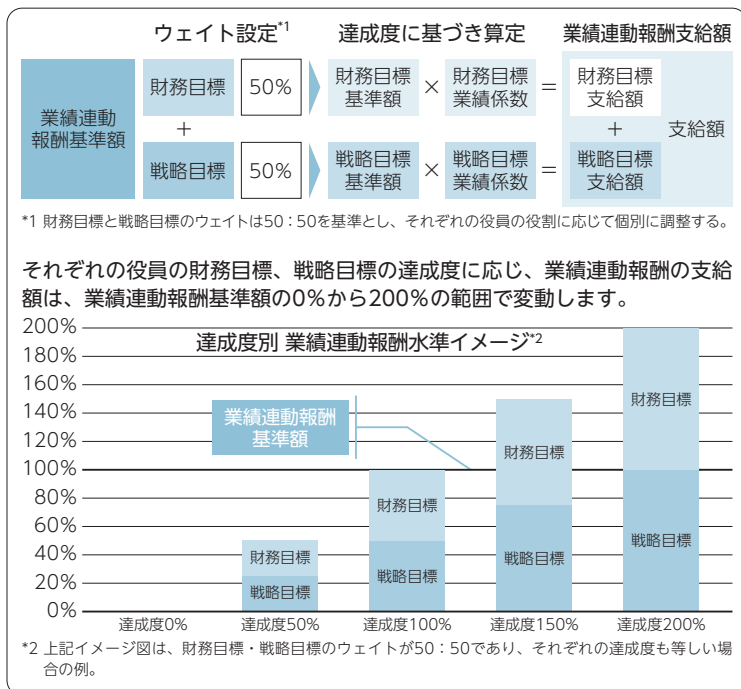
- 業績連動報酬は、業績連動報酬基準額に単年度の財務目標および戦略目標の達成度を反映して決定します。
- 業績連動報酬の基準額は、ターゲットとなる財務目標および戦略目標を達成した際に支払われる金額を指し、役員別に個別に異なる基準額を設定します。
- 業績連動報酬は、財務業績連動報酬と戦略業績連動報酬により構成され、それぞれの基準額の配分割合は、各役員のミッション

ンの性質に応じて、報酬委員会が決定します。

- ・財務目標に適用する業績指標は、事業年度における修正連結ROE等とし、指標の目標額（事業計画値）に対する実績に応じて係数を決定します。
- ・戦略目標に適用する業績指標は、それぞれの役員のミッションに応じてグループCEOまたは事業オーナー等の評価担当役員と合意した指標とし、その目標の達成度合いに応じて係数を決定します。

なお、2024年4月1日付けで事業オーナーは事業CEOに名称変更しております。

- ・戦略目標に適用する業績指標には、未実現財務価値指標に関する必須項目として、全役員にエンゲージメント指標を、また、一部の役員にブランド価値指標を設定しております。



■ 株価連動型報酬

当社では、グループ全体が長期的かつ持続的に成長していくことが重要であると考えております。当社グループの役員の報酬と株式価値の連動性を維持しつつ、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識および人材のリテンションをさらに高めることを目的として、従前の業績連動型株式報酬制度を廃止し、

2023年4月1日付けで株価連動型報酬（ファントムストック。以下「P S」といいます。）制度を導入いたしました。

当該報酬は、現物株式と同じ経済的価値を提供するP Sを役員に支給するものであり、概要は以下のとおりであります。

- ・各役員の実務の大きさに応じた株価連動型報酬基準額に、前年度の戦略目標評価係数を乗じ、当社株価で除した付与ユニット数を決定します。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{株価連動型} \\ \text{報酬基準額} \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{付与前年度} \\ \text{における} \\ \text{戦略目標} \\ \text{評価係数} \\ \hline \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{付与日} \\ \text{における} \\ \text{当社株価} \\ \text{(終値)} \\ \hline \end{array} \right) = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{付与される} \\ \text{ユニット数} \\ \hline \end{array} \right)$$

- ・付与されたユニットは、付与日から3年後の事業年度末に権利確定し、権利確定したユニットはP S①およびP S②に区分されます。

なお、権利確定前に自己都合により退任した場合は権利確定の対象外となります。

- ・P S①およびP S②は50%ずつに区分され、内容はそれぞれ以下のとおりであります。

P S①：権利確定後、退任時までの任意の時期にその時点の当社株価に応じた金額および累計配当相当額を現金で支給します。

P S②：退任時に所定の方法に基づき算出した当社株価に応じた金額および累計配当相当額を現金で支給します。

- ・支給する金額は以下のとおり決定します。

<任意の時期におけるP S①の権利行使に基づく支給>

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{役員が指定するP S①の数} \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{役員が受給する意思表示を} \\ \text{行った日における当社株価} \\ \text{(終値)} \\ \hline \end{array} \right) + \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{累計配当} \\ \text{相当額} \\ \hline \end{array} \right)$$

<退任日におけるP S①およびP S②の権利行使に基づく支給>

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退任日まで権利行使} \\ \text{していないP S①および} \\ \text{P S②の数} \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退任時の当社株価} \\ \text{(所定の方法に基づき算出)} \\ \hline \end{array} \right) + \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{累計配当} \\ \text{相当額} \\ \hline \end{array} \right)$$

(4) 支給割合（報酬の構成比率）

当社では、役員報酬に関わる基本理念に基づき、役員に経営戦略・経営計画の完遂、業績の達成を動機づけるため、役割や職責に応じ、適切な固定部分と業績連動部分の割合を定めております。

業務執行を担う執行役の報酬等は、中期経営計画等の戦略を着実に実行し、業績や持続性ある事業価値を実現することへの意欲や士気向上を図るとともに、株主の皆さまと中長期的に価値を共有することを目的に定めております。報酬の構成は、大きな業績責任を負うポストほど、業績連動部分の割合が大きくなるように設計しております。例えばグループCEOでは、固定報酬（月例報酬）が33.4%に対し、業績によって変動する報酬の割合は66.6%としており、業績に対する責任を明確化し、業績に大きく連動する報酬制度としております。

一方、業務執行を担わない取締役は、業績連動報酬および株価連動型報酬を支給せず、すべてを固定報酬としております。

(5) 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由ならびに額の決定方法

業績連動報酬で用いられている財務指標の概要は以下のとおりであり、役員が担当する事業に応じて定めております。また、業績連動報酬は、前記(3)に基づいて算定し、会社業績や各役員の貢献等を考慮して報酬委員会が支給金額を決定します。

なお、戦略目標は役員個人別に定めております。

担当事業	財務指標(2023年度)	選択した理由
グループ全体	修正連結利益	・グループ全体の収益力の向上を企図した指標
	修正連結ROE	・グループ全体の資本効率の向上を企図した指標
国内損害保険事業	修正利益	・国内損害保険事業の収益力の向上を企図した指標
	当期純利益	・国内損害保険事業の収益力の向上を企図した指標
国内生命保険事業	修正利益	・国内生命保険事業の収益力の向上を企図した指標
	修正EV増加額	・国内生命保険事業の更なる成長を企図した指標
介護・シニア事業	修正利益	・介護・シニア事業の収益力の向上を企図した指標
デジタル事業	修正利益	・デジタル事業の収益力の向上を企図した指標
	売上高	・デジタル事業の更なる成長を企図した指標

注 1. 国内損害保険事業の当期純利益は、損保ジャパン単体の数値であります。

2. デジタル事業の修正利益および売上高は、Palantir Technologies Japan単体の数値であります。

3. 役員報酬の決定方針

当社は、役員報酬を会社業績・企業価値向上の観点で重要な事項として位置づけ、役員報酬の決定方針を定めております。

(1) 個人別報酬の決定方針

当社は、役員の定性評価を含む個人業績評価に基づいて支給額を決定する個人別報酬等の決定方針を定めております。役員個人別報酬の決定方針は、報酬委員会の決議によって定めております。当事業年度における役員個人別報酬の決定方針の内容は次のとおりであります。

<役員報酬決定方針>

当社は役員報酬を会社業績・企業価値向上の観点で重要な事項として位置づけ、以下のとおり役員報酬決定方針を定めます。

1. 役員報酬に関わる基本理念（グループ共通）

- (1) 優秀な人材を当社グループの経営陣として獲得・確保できる報酬水準、報酬制度であること
- (2) 役員報酬制度が事業戦略に整合したものであり、グループの成長に向けた役員の業績向上の意識を高めること
- (3) 単年度業績のみでなく、中長期的な業績や役員を取組を報酬に反映したものであること
- (4) 報酬の内容は、未来志向でチャレンジするミッションの大きさとその成果に応じて決定されること。

なお、役職やポジションに応じた固定的な要素を考慮することがある

- (5) 当社および主要な子会社の報酬制度については、当社に設置する報酬委員会での審議プロセスを通じて、ステークホルダーへの説明責任を果たしうる客観性・透明性および公正性が担保されていること

2. 当社の役員報酬制度

当社の役員報酬制度は以下の内容を適用します。ただし、以下の内容を適用しない合理的な理由がある場合は、報酬委員会が個別の報酬金額・構成について審議の上、決定します。

(1) 取締役の報酬構成および決定方法

取締役報酬は、月例報酬・業績連動報酬および株価連動型報酬により構成します。

月例報酬・業績連動報酬および株価連動型報酬は、社外・社内の別、常勤・非常勤の別に応じて、月例報酬については定額の金額を、業績連動報酬および株価連動型報酬については、それぞれ基準額・基準ユニット数（1ユニット＝当社普通株式1株相当の金銭）を決定します。

ただし、非業務執行取締役に対する業績連動報酬および株価連動型報酬の支給は行いません。

なお、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬と執行役としての報酬を合算して支給します。

業績連動報酬および株価連動型報酬の概要は、以下(3)(4)記載の通りです。

(2) 執行役および執行役員の報酬構成および決定方法

執行役および執行役員の報酬は、月例報酬・業績連動報酬および株価連動型報酬により構成します。

執行役および執行役員の報酬金額・構成は、事業環境や役員報酬のマーケット水準を踏まえ、ミッションの大きさ等を反映して決定するものとします。

なお、月例報酬については定額の金額を、業績連動報酬および株価連動型報酬については、それぞれ基準額・基準ユニット数(1ユニット=当社普通株式1株相当の金銭)を決定します。

業績連動報酬および株価連動型報酬の概要は、以下(3)(4)記載の通りです。

(3) 業績連動報酬制度

当社は、役員報酬制度と事業戦略を整合させ、グループの成長に向けた役員の業績向上の意識を高める仕組みとして、業績連動報酬制度を導入しており、その概要は以下の通りです。

- ・業績連動報酬は業績連動報酬基準額に、単年度の財務目標および戦略目標の達成度を反映して決定します。
- ・業績連動報酬の基準額は、ターゲットとなる財務目標および戦略目標を達成した際に支払われる金額を指し、役員別に個別に異なる基準額を設定します。
- ・業績連動報酬は、財務業績連動報酬と戦略業績連動報酬により構成され、それぞれの基準額の配分割合は、各役員のミッションの性質に応じて、報酬委員会が決定します。
- ・財務目標に適用する業績指標は、事業年度における修正連結ROE等とし、指標の目標額(事業計画値)に対する実績に応じて係数を決定します。
- ・戦略目標に適用する業績指標は、それぞれの役員のミッションに応じてグループCEOまたは事業オーナー等の評価担当役員と合意した指標とし、その目標の達成度合いに応じて係数を決定します。

(4) 株価連動型報酬制度

当社は、役員に当社の企業価値の持続的な向上の動機づけを図るとともに、役員と株主との価値共有を進めるために、現物株式と同じ経済的価値を提供する株価連動型報酬制度を導入しており、その概

要は以下の通りです。

- ・ 株価連動型報酬は、付与されたユニット数に、当社株価および配当金に相当する金額を反映します。
- ・ ユニット数は、ミッションの大きさ等に応じて決定される株価連動型報酬基準額に戦略目標の達成度を反映して決定します。
- ・ 付与されたユニットは、付与日から3年後の事業年度末に権利確定し、権利確定したユニットはP S ①およびP S ②に区分されます。
- ・ 役員は、P S ①については任意の時期に、またP S ②については退任時のみに権利行使を行うことができ、権利行使されたユニット数に権利行使時の当社株価を乗じ、また権利行使時までに累積された配当金に相当する金額を加算して支給金額を算出します。

なお、当事業年度に係る役員の個人別の報酬等の内容は、「役員報酬に関わる基本理念」に則った制度のうえで、業績連動報酬については事業別の業績指標と個人別の戦略目標の達成度合いに、また株価連動型報酬については個人別の戦略目標の達成度合いに応じて適正に決定されていることから、役員の個人別報酬の決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断しております。

- (2) 役職区分ごとの報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針
- 当社は、役員等の役割を、監督責任と執行責任に大きく区分したうえで、監督責任をその性質によって、執行責任を責任範囲の大きさによって定義し、それぞれに対応する役員報酬を設定しております。

a. 取締役の報酬

指名委員会等設置会社における取締役の役割は業務執行の監督であり、その責任の性質は監督責任であることから、基本報酬である取締役報酬の性質は、監督責任への報酬であります。当社では、社外取締役および非業務執行社内取締役については、その役割を考慮し、外部報酬コンサルティング会社が実施する役員報酬調査に基づくマーケット報酬水準を参照し、報酬額を設定しております。また、監督責任を果たすという役割から、これらの役員を業績に連動する報酬の支給対象には含めておりません。

b. 執行役の報酬

執行役の役割は、業務執行であり、その責任の性質は執行責任であります。このことから、執行責任に対応する報酬を支給します。

執行責任に対する執行役の報酬は、個々の役員に個別に課されるミッションの大きさによって個別的に定められます。固定報酬（月例報酬）を支給することのほかに、執行責任の性質上、業績

結果および企業価値向上に対しても責任を負うことから、その貢献度合いに応じ、当期の業績に対しては業績連動報酬を、中長期的な企業価値の持続的向上に対しては株価連動型報酬を支給します。

4. 業績連動報酬の算定に用いる指標の目標と実績（当事業年度支給分）
当事業年度中に支払った業績連動報酬に関連する指標の目標値と実際の達成度は以下のとおりであります。

担当事業	会社業績評価指標 (2022年度)	目標値 (2022年度)	実績 (2022年度)
グループ全体	修正連結利益 修正連結ROE	2,697億円 9.4%	1,631億円 5.9%
国内損害保険事業	正味収入保険料 修正利益 ROE 当期純利益 E/Iコンバインド・レシオ	20,533億円 1,287億円 9.3% 1,450億円 93.7%	20,793億円 444億円 3.1% 1,080億円 100.9%
海外保険事業	Gross Written Premium 修正利益	14,559百万 USD 818百万 USD	15,761百万 USD 704百万 USD
国内生命保険事業	修正EV増加額 修正利益 ROE 保有契約件数	678億円 351億円 4.8% 472万件	432億円 179億円 2.5% 471万件
介護・シニア事業	売上高 修正利益 ROE	1,511億円 59億円 10.2%	1,498億円 58億円 10.0%

- 注 1. 目標値および実績は、当社が公表しているKPIや財務諸表の数値から一部修正しております。
2. 国内損害保険事業の正味収入保険料は、自賠責・家計分野地震保険に関する金額を除いております。
3. 国内損害保険事業の当期純利益は、損保ジャパン単体の数値であります。
4. 国内損害保険事業のE/Iコンバインド・レシオは、自賠責・家計分野地震保険を除いた損保ジャパン単体の数値であります。

(3) 責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等
スコット・トレバー・デイヴィス (社外取締役)	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結することができる旨およびこの場合において当該責任限定契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする旨を定款に定めております。この定款の定めに基づき、当社は、社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。</p>
遠藤 功 (社外取締役)	
東 和 浩 (社外取締役)	
名 和 高 司 (社外取締役)	
柴 田 美 鈴 (社外取締役)	
山 田 メ ユ ミ (社外取締役)	
伊 藤 久 美 (社外取締役)	
和 賀 昌 之 (社外取締役)	
梶 川 融 (社外取締役)	

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社取締役、執行役および執行役員、当社子会社（海外子会社の一部を除く）の取締役、監査役、執行役、執行役員および管理・監督の立場にある従業員等	<p>当社は、会社法第430条の3第1項の規定により、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。</p> <p>ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。</p> <p>なお、保険料は全額当社が負担しております。</p>

■ 3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の兼職については、「2 会社役員に関する事項 (1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。また、社外役員の兼職先と当社との間に、重要な資本的関係および取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
スコット・トレバー・デイヴィス (社外取締役)	9年 9か月	取締役会 13/13回 指名委員会 16/16回 報酬委員会 11/11回	取締役会において、政策株式の保有削減に向けた取組みに関する留意点、ダイバーシティ&インクルージョンの観点を踏まえたディスクロージャーのあり方、グループの一体性を再構築するためのパーパスの見直しなど、業務執行に対する監督、助言等の観点で、学識者としての専門的知見に基づく有益な意見表明を行っております。 また、指名委員会の委員長として、当社およびグループ会社における新たな経営体制の構築を目的とし、適切なサクセッション・プランの実行を主導的にとりまとめるとともに、報酬委員会の委員として、大学での経営戦略論等に関わる研究を通じて、また、グローバルな視点から、グループの役員の評価・報酬体系について、有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会・指名委員会・報酬委員会の席上以外でも、適宜代表執行役等に有益な提言・意見具申を行っております。
遠藤 功 (社外取締役)	9年 9か月	取締役会 10/13回 指名委員会 12/13回 監査委員会 2/3回 報酬委員会 8/9回	取締役会において、企業風土改善のための取組みにおける経営陣による継続的なメッセージ発信の重要性、買収した会社とのシナジー創出のための検討の視点など、業務執行に対する監督、助言等の観点で、経営者としての専門的知見・経験を踏まえた有益な意見表明を行っております。 また、コンサルティングファームにおける長年の勤務による専門性と豊富な経験を活かし、指名委員会および報酬委員会の各委員として、「現場力」の実践的研究を通じた深度のある多角的な観点から、グループの役員の選任、評価・報酬決定について、有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会・指名委員会・報酬委員会の席上以外でも、適宜代表執行役等に有益な提言・意見具申を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
東 和浩 (社外取締役)	3年 9か月	取締役会 13/13回 指名委員会 16/16回 報酬委員会 11/11回	<p>取締役会において、内部統制における現場と経営を繋ぐ役割としての内部監査部門の重要性、グループガバナンス強化のための当社と傘下事業会社の内部監査部門の一体感ある運営など、業務執行に対する監督、助言等の観点で、経営者としての経験を踏まえた有益な意見表明を行っております。</p> <p>また、この豊富な知見と経験を活かし、報酬委員会の委員長として、当社および主要事業会社の役員に対してより効果的にインセンティブを提供する役員報酬制度となるよう報酬委員会における議論を主導するとともに、指名委員会の委員として、取締役会の監督機能および意思決定機能強化の観点で、有益な意見表明を行っております。</p> <p>さらに、取締役会・指名委員会・報酬委員会の席上以外でも、適宜代表執行役等に有益な提言・意見具申を行っております。</p>
名和 高司 (社外取締役)	3年 9か月	取締役会 12/13回 指名委員会 16/16回 報酬委員会 11/11回	<p>取締役会において、公正な競争環境整備のために業界慣行の見直しに果敢に取り組むことの必要性、資本収益性向上のための検討の視点など、業務執行に対する監督、助言等の観点で、経営コンサルタント、学識者としての専門的知見・経験を踏まえた有益な意見表明を行っております。</p> <p>また、この豊富なビジネス経験とグローバルな視点を持った高い学術的な知見を活かし、指名委員会および報酬委員会の各委員として、取締役会の監督機能および意思決定機能強化の観点で、グループの役員の選任、評価・報酬決定について、有益な意見表明を行っております。</p> <p>さらに、取締役会・指名委員会・報酬委員会の席上以外でも、適宜代表執行役等に有益な提言・意見具申を行っております。</p>

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
柴田 美鈴 (社外取締役)	3年 9か月	取締役会 12/13回 監査委員会 14/14回	<p>取締役会において、グループ内の円滑な情報伝達や透明性ある意思決定の重要性、社外調査委員会の中立性確保のための要諦など、業務執行に対する監督、助言等の観点で、法律家としての専門的知見に基づく有益な意見表明を行っております。</p> <p>また、専門性と豊富な経験を活かし、監査委員会の委員長として、グループの監査体制の強化に関する議論を主導的にとりまとめるとともに、グループのガバナンスやハラスメント撲滅への取組みなどについて、有益な意見表明を行っております。</p> <p>さらに、取締役会・監査委員会の席上以外でも、適宜代表執行役等に有益な提言・意見具申を行っております。</p>
山田メユミ (社外取締役)	2年 9か月	取締役会 13/13回 指名委員会 16/16回 報酬委員会 11/11回	<p>取締役会において、企業風土改革の推進・定着のための従業員との丁寧な対話の必要性、社会におけるデジタル・トランスフォーメーション進展による事業環境変化への対応など、業務執行に対する監督、助言等の観点で、ベンチャー起業家としての経験を踏まえた有益な意見表明を行っております。</p> <p>また、事業経営やデジタルを含む実業経験に基づく豊富な知識を活かし、指名委員会および報酬委員会の各委員として、グループの役員の選任、評価・報酬決定および当社の重要戦略であるダイバーシティ&インクルージョンについて、有益な意見表明を行っております。</p> <p>さらに、取締役会・指名委員会・報酬委員会の席上以外でも、適宜代表執行役等に有益な提言・意見具申を行っております。</p>

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
伊藤 久美 (社外取締役)	2年 9か月	取締役会 13/13回 監査委員会 14/14回	取締役会において、重大な不祥事発生時の社会の期待を踏まえた迅速・丁寧な対外説明の重要性、新規事業への投資活動における規律のあり方など、業務執行に対する監督、助言等の観点で、経営者としての専門的知見・経験を踏まえた有益な意見表明を行っております。 また、事業会社でのIT、デジタルおよびマーケティングの専門性や経営者としての高い知見を活かし、監査委員会の委員として、グループのIT戦略、グループ各社の事業戦略および組織運営のあり方などについて、有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会・監査委員会の席上以外でも、適宜代表執行役等に有益な提言・意見具申を行っております。
和賀 昌之 (社外取締役)	1年 9か月	取締役会 13/13回 指名委員会 3/3回 監査委員会 11/11回 報酬委員会 2/2回	取締役会において、重大な不祥事を風化させないための社員教育における工夫の必要性、従業員を守る視点に立ったルール的重要性など、業務執行に対する監督、助言等の観点で、経営者としての専門的知見・経験を踏まえた有益な意見表明を行っております。 また、大企業の経営トップとしての豊富な経験および知識を活かし、監査委員会の委員として、グローバル経営、グループ各社の事業戦略およびガバナンスなどについて、有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会・監査委員会の席上以外でも、適宜代表執行役等に有益な提言・意見具申を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
梶川 融 (社外取締役)	9か月	取締役会 10/11回 監査委員会 11/11回	取締役会において、企業風土改善に向けた役職員の行動変容促進のための適切なKPI設定の重要性、政策株式売却に関する基準や意思決定プロセスなど業務執行に対する監督、助言等の観点で、公認会計士や経営者としての専門的知見・経験を踏まえた有益な意見表明を行っております。また、監査法人における長年の勤務による会計および経営に関する専門性と豊富な経験を活かし、監査委員会の委員として、会計監査に求める監査の視点や監査委員会への報告のあり方、海外子会社の会計処理に係る経営判断のあり方などについて、有益な意見表明を行っております。さらに、取締役会・監査委員会の席上以外でも、適宜代表執行役等に有益な提言・意見具申を行っております。

注 1. 遠藤功氏は、2023年6月26日開催の第13回定時株主総会終結時までは監査委員会の委員であり、同日以降は指名委員会および報酬委員会の委員であるため、監査委員会の出席状況と指名委員会および報酬委員会の出席状況を記載しております。

2. 和賀昌之氏は、2023年6月26日開催の第13回定時株主総会終結時までは指名委員会および報酬委員会の委員であり、同日以降は監査委員会の委員であるため、指名委員会および報酬委員会の出席状況と監査委員会の出席状況を記載しております。

3. スコット・トレバー・デイヴィス氏、遠藤功氏、東和浩氏、名和高司氏、柴田美鈴氏、山田メユミ氏、伊藤久美氏、和賀昌之氏および梶川融氏が当社社外取締役在任中に、当社の子会社である損害保険ジャパン株式会社は、不適切な保険料調整行為等の問題により、2023年12月26日に金融庁より保険業法に基づく行政処分を受けました。また、当社および損害保険ジャパン株式会社は、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題により、2024年1月25日に金融庁より保険業法に基づく行政処分を受けました。

各氏は、平素より法令遵守およびお客さま保護の視点に立った提言を行うとともに、これらの事案の判明後においては実効性のあるグループガバナンスのための提言を行うなど、その職責を果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

社外役員に対する報酬等については、「2 会社役員に関する事項 (2) 会社役員に対する報酬等」に記載のとおりであります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

■ 4 株式に関する事項

(1) 株式数

(2024年3月31日現在)

発行可能株式総数 1,200,000千株

発行済株式の総数 330,160千株

注1. 2023年11月30日付けで自己株式の消却(17,538,000株)を行ったことにより、発行済株式の総数は減少しております。

注2. 2024年4月1日付けで普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行い、発行済株式の総数は990,482,067株となっております。また、本株式分割に伴い、発行可能株式総数を3,600,000,000株に変更しました。

(2) 当年度末株主数

68,896名

(3) 大株主

(2024年3月31日現在)

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	50,999	15.46
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	19,429	5.89
JP MORGAN CHASE BANK 380055	8,942	2.71
S O M P Oホールディングス従業員持株会	8,012	2.43
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,386	1.94
GOVERNMENT OF NORWAY	6,249	1.89
J Pモルガン証券株式会社	6,003	1.82
ゴールドマン・サックス証券株式会社 B N Y M	5,935	1.80
S M B C日興証券株式会社	4,796	1.45
JP MORGAN CHASE BANK 385781	4,241	1.29
計	120,997	36.67

注. 持株比率は、自己株式(215千株)を控除して計算しております。

■ 所有者別株式分布状況



(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当社の株式

区 分	株式の数	株式の交付を受けた者の人数
取締役および執行役	普通株式 247,600株	2名
社外取締役	—	—

当社は取締役、執行役および執行役員を対象として業績連動型株式報酬制度を導入しており、当事業年度中には、過去に取締役、執行役であった者2名に対し、執行役員としての職務の対価分を含めて247,600株を交付しております。

注. 当該2名に対し、上記株式のほか247,721株の換価処分金相当を金銭として支給しております。

(5) 当社が保有する株式に関する事項

イ 政策株式に関する方針

当社グループは、主に以下の目的で政策保有株式（純投資目的以外の株式）を保有しております。

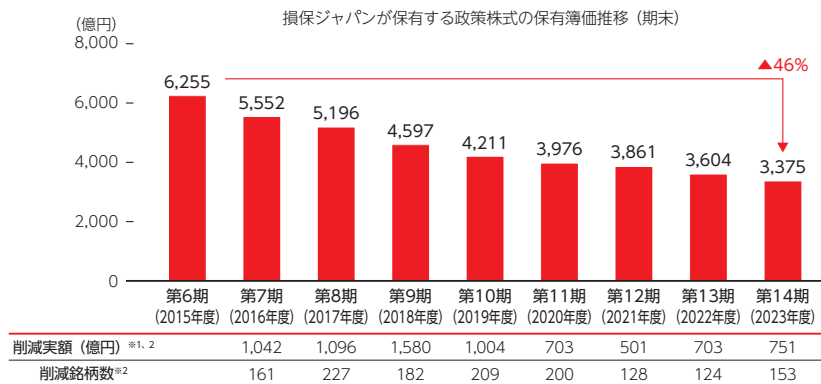
- ①当社の連結子会社である損保ジャパンが保有する、保険取引および保険販売チャネルの維持を目的とするもの
- ②戦略的な資本・業務提携を目的とするもの

このうち、保有することで保険取引において適正な競争を阻害する要因となりうる株式については、2030年度末を目処に保有残高ゼロとする計画を策定しております。その達成に向け、損保ジャパンは、2024年度から2026年度までの新中期経営計画期間において、6,000億円以上の削減に取り組みます。

なお、2021年度から2023年度までの中期経営計画期間において、累計1,500億円の削減計画に対して、計画を上回る1,956億円の削減を行いました。

政策保有株式の削減により創出する資本バッファの一部は、M&A等の成長投資に振り向け、財務健全性の維持・向上と資本効率の向上を目指します。

<ご参考> 損保ジャパンにおける政策株式の削減実績



※1 削減実額（億円）は、各年度における削減実額の時価額であります。

※2 削減実額（億円）および削減銘柄数は、退職給付信託における保有分を含みます。

□ 取締役会での確認・検証内容

当社は、取締役会において、以下の確認・検証を実施しております。

- ・保有することで保険取引において適正な競争を阻害する要因となりうる上場株式については、保有残高ゼロに向け削減するまでの期間においては、削減計画の進捗状況に加え、株式のリターンとリスクを定量的に評価する指標と当社の資本コストとの対比等、グループ企業価値への影響を確認しております。
- ・戦略的な資本・業務提携を目的として当社および当社の国内子会社が保有する上場株式については、株式としての長期的な収益性に加え、出資時に想定した投資先との協業（事業連携）状況等当社グループ戦略への貢献度や、事業提携面の成果の発現状況等を総合的に勘案し、保有の適否を検証しております。

ハ 損保ジャパンの議決権行使基準

損保ジャパンでは、投資先企業の持続的成長に資することを基本方針とし、環境問題への取組み状況、コーポレートガバナンス整備状況およびコンプライアンス体制なども勘案のうえ、必要に応じて当該企業との建設的な対話等の結果を踏まえ、適切に議決権を行使してまいります。

議決権行使を判断するうえで、特に着目する項目は以下のものが含まれます。

- ①株主価値に著しいマイナス影響を与える可能性（重要な資産の譲渡、合併または完全子会社化等による株式の異動、有利発行による第三者割当増資、敵対的買収防衛策の導入等）
- ②業績（債務超過等の業績不振企業が実施する役員退職慰労金の贈呈、一定期間連続での業績赤字、株主資本利益率や株主還元状況等）
- ③E S Gに関する整備・運営状況（社外取締役の選任状況、社外役員の内在年数や取締役会、監査役会の出席状況、GHG排出量削減等のサステナビリティを巡る課題等）

■ 5 新株予約権等に関する事項

新株予約権等に関する事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sompo-hd.com/>) および東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス) (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載しております。

■ 6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 三浦 昇 指定有限責任社員 羽柴 則央 指定有限責任社員 小林 弘幸	88百万円	①監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由 当社監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、経済価値ソルベンシー規制に関する助言業務等を委託しております。

注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、その合計額を記載しております。

2. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は798百万円であります。

(2) 責任限定契約・補償契約 該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の専門性、職業倫理、独立性、監査実施体制、品質管理体制および職務遂行状況など、企業会計審議会が定める監査基準および監査に関する品質管理基準への準拠性について、通期の監査活動を通じて確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会社法第404条第2項の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ 保険持株会社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

当社の重要な子法人等のうち、海外の子法人等は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

■ 7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

■ 8 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備内容の概要

当社は、SOMPOグループ（以下「当社グループ」といいます。）の「内部統制基本方針」を取締役会決議により定めて、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備しております。

「内部統制基本方針」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sompo-hd.com/>）および東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

2023年12月26日に損保ジャパンは、不適切な保険料調整行為等に関し、金融庁より業務改善命令を受けました。また、2024年1月25日に当社および損保ジャパンは、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関し、金融庁より業務改善命令を受けました。

当社および損保ジャパンは、本件を厳粛に受け止め、行政処分や社外調査委員会による原因分析・再発防止策の提言を踏まえ、2024年2月29日および2024年3月15日に業務改善計画を金融庁に提出いたしました。

一連の問題を踏まえ、業務の適正を確保するための体制のさらなる強化のため、子会社経営管理、コンプライアンス、戦略的リスク経営などの各機能の態勢強化を実施してまいります。

①内部統制システム全般

- ・当社は、当社グループの内部統制を有効に機能させるために当社グループを統制する各種基本方針を制定し、それらの整備・運用状況について取締役会が適時に確認し、当社グループ内外の事象を分析しながら、継続的に内部統制システムの改善を図るとともに、その充実・強化にも取り組んでおります。
- ・当社は、各事業部門のトップを事業オーナーと位置づけ、事業オーナーに事業戦略立案・投資判断・人材配置などの権限を委譲し、スピード感を持った意思決定・業務戦略立案を行う体制にしております。また、グループC E OおよびグループC O O（2024年4月以降はグループC E Oのみ）の全体統括のもと、各機能領域の責任者としてグループ・チーフオフィサーを配置し、当社グループ全体の戦略・重要な課題の遂行などのグループ横断機能を発揮する体制にしております。
- ・当社は、Global Executive Committee（以下「Global ExCo」といいます。）および経営執行協議会（Managerial Administrative Committee）（以下「経営執行協議会（MAC）」）といます。）を設置することで意思決定機能を強化し、事業オーナー制に基づく多様な事業を俯瞰し、環境変化に柔軟に対応できる経営体制を構築しております。
- ・また、サステナビリティ領域の最高執行責任者であるグループC S U Oを議長、国内損害保険、海外保険、国内生命保険、介護・シニアの

各事業のCSUO（サステナビリティの統括責任者を含みます。）およびCSOをメンバーとする「グループサステナブル経営推進協議会」を中心に、パーパス実現に向けた中長期的な社会課題解決への取り組みの推進体制を構築しております。

- ・なお、2024年4月1日付けで事業オーナーは事業CEOに、事業オーナー制は事業区分制に名称変更し、Global ExCoおよび経営執行協議会（MAC）はグループ執行会議に改組しております。

②グループ会社管理体制

- ・当社は、事業オーナー制を踏まえた承認・報告制度に基づき、グループ会社の経営計画等の重要事項を承認するとともに、計画の進捗状況やリスク事象の発生等の報告をグループ各社から受け、適宜対策を講じるなど、当社グループ全体の企業価値の向上を図るべく、グループ会社の経営管理を行っております。
- ・当社は、当社グループの各種基本方針に基づくグループ各社の体制整備状況・運用状況を確認し、必要に応じてグループ各社を指導するなど、当社グループの業務の適正の確保に努めております。
- ・なお、当社は、2024年4月1日付けでグループ会社が当社に行う承認・報告事項の基準をより明確化・具体化し、グループ会社の重要情報が漏れなく当社に報告される態勢を整備してまいります。
- ・また、当社は、2024年4月1日付けで財務計画・分析機能を担う事業分析室を設置し、グループ各社の経営状況を定量面に限らず把握・分析し、各計画の蓋然性や妥当性の確認・検証を強化してまいります。
- ・さらに、グループガバナンスの実効性を高めていくために、国内主要事業会社にガバナンスの共通方針を示すとともに、損保ジャパンの取締役会については、当社役員の取締役派遣を増強することで、執行との分離を進め、監督の態勢を強化してまいります。また、損保ジャパンは2024年4月1日付けで監査等委員会設置会社へと移行し、社外取締役を設置しました。これにより、取締役会における公正性を高めるとともに、執行部門に対する取締役会の監督機能を強化してまいります。

③コンプライアンス体制

- ・当社は、年度の当社グループのコンプライアンス推進方針を策定してグループ各社に周知し、グループ各社においてはその方針に基づき計画的にコンプライアンスの推進に取り組んでおります。コンプライアンスの推進状況は経営執行協議会（MAC）において確認し、取り組みの妥当性を検証しております。また、当社およびグループ各社は、より実効性の高いコンプライアンス推進に向けて、外国法の域外適用のリスクに対する態勢整備等、リスク発現の未然防止にも取り組んでおります。
- ・当社は、当社グループ役職員のコンプライアンスに関する基本行動をグループ・コンプライアンス行動規範として周知しております。
- ・当社およびグループ各社は、内部通報・内部監査等の制度を整備して法令違反その他の不適切事象の早期発見に取り組んでおります。内部

通報の窓口は社内および社外に設けており、利用方法および通報者の不利益取扱いの禁止を含めた内部通報制度を周知し、実効性の向上を図っております。

- ・なお、当社は、2024年4月1日付けでコンプライアンス担当役員およびコンプライアンス室を設置し、当社グループが法令等遵守やお客さま本位の業務運営を確保するために必要な態勢を整備するとともに、コンプライアンスに関する重大な問題等に係るモニタリング機能を強化し、グループ内の予兆把握と課題解決、さらなる健全な内部統制システムの構築を実現してまいります。

④戦略的リスク経営（ERM）に関する体制

- ・当社は、経営戦略や「グループERM基本方針」をグループ各社に周知徹底し、当社グループ全体におけるERMの進化および文化浸透に取り組んでおります。また、グループ各社は、当該基本方針を踏まえた規程を整備するなど、それぞれの業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備しております。
- ・当社は、「SOMPOグループ リスクアペタイトステートメント」と統合的な事業計画をGlobal ExCoでの協議を経て策定するとともに、事業ごとに成長性や収益性を考慮して資本配賦を実施し、各事業は配賦された資本の範囲内でリスクテイクし、事業計画における利益目標の達成を目指しております。また、経営環境の変化や計画の進捗状況等を定期的に確認し、必要に応じて事業計画や資本配賦の見直しを行うPDCAサイクルに基づいて戦略的リスク経営を実践しております。
- ・当社は、リスクアセスメントを起点として、当社グループを取り巻く重大リスクを網羅的に特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しております。なお、グループ会社の重要情報を能動的に入手する施策の一環として、お客さまを始めとするステークホルダーの視点によるレピュテーション毀損のリスクをグループ共通基準で適切に特定・評価するために評価方法を見直しております。特に重大なリスクについては、グループCROが網羅的に把握・評価した上で、管理体制の強化を要するリスクは、経営執行協議会（MAC）等での議論を通じて、事業オーナー等が対策を策定・実施することでその実効性の向上を図っております。また、環境変化等により新たに発現または変化し、今後、当社グループに大きな影響を及ぼす可能性のあるリスクをエマージングリスクとして、重大リスクへの変化の予兆を捉えて適切に管理しております。
- ・当社は、保険数理に関する基本方針に基づき、グループ各社を統括しグループ全体における保険数理に関する事項の適切性を確保する機能（グループ保険数理機能）の整備を推進しております。
- ・当社は、Global ExCoの下部組織としてグループERM委員会を設置し、戦略的リスク経営における重要事項や当社グループを取り巻く重大リスク等について、当社グループ横断の経営論議を行っております。

⑤職務執行体制

- ・当社は、当社グループの中期経営計画および年度計画を策定するとと

もにグループ各社と共有し、グループ各社においてもグループベースの計画と整合する中期経営計画および年度計画を策定することを通して、当社グループとしての一体性を確保しております。また、その基盤となる当社グループのITガバナンスを整備し、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営に資する各種施策をグループ会社に対して展開・推進しております。

- ・当社は、中期経営計画や、M&A方針の決定等、当社グループの経営に重大な影響を与える事項については、Global ExCoおよび経営執行協議会（MAC）で十分に協議し、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図っております。

⑥監査委員会の監査体制

- ・当社は、監査委員会の監査の実効性を確保するため、執行役の指揮命令から独立した監査委員会室を設置し、専任スタッフを配置しております。
- ・当社は、監査委員会への報告に関する規程を策定し、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を行っているほか、監査委員会から要請を受けた事項について、随時速やかに報告を行っております。なお、2024年4月以降、グループCROおよびコンプライアンス担当役員から内部統制システム全般、グループの重大リスクへの対応状況および子会社での不祥事案・重大事案の発生状況や再発防止策の実施状況等を四半期毎に（個別案件があれば随時）監査委員会が報告を受けることにより、執行から独立した視点による監査の実効性の向上に努めてまいります。
- ・当社は、監査委員会が選定する監査委員が重要会議に出席して意見陳述を行う機会を確保しております。
- ・当社は、監査委員または監査委員会が会計監査人および内部監査部門と監査結果等に関する情報交換を行う機会を確保しております。
- ・当社は、監査委員と代表執行役との定期的な会合を設けており、両者は、当社グループの課題認識等について意見交換を実施しております。また、監査委員はグループ会社に対する往査等を実施し、当該会社の代表者等および監査役と情報交換を行っております。

■ 9 特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社に関する事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sompo-hd.com/>) および東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス) (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載しております。

■ 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

■ 11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

■ 12 その他

該当事項はありません。

2023年度（2024年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	1,231,345	保険契約準備金	9,810,421
買現先勘定	14,999	支払備金	2,723,561
買入金銭債権	21,686	責任準備金等	7,086,859
金銭の信託	4,843	社 債	682,349
有価証券	11,424,810	その他負債	1,111,287
貸付金	451,662	退職給付に係る負債	21,654
有形固定資産	371,583	役員退職慰労引当金	16
土地	112,814	賞与引当金	57,500
建物	157,999	役員賞与引当金	443
リース資産	65,297	株式給付引当金	2,535
建設仮勘定	5,486	特別法上の準備金	116,413
その他の有形固定資産	29,985	価格変動準備金	116,413
無形固定資産	518,922	繰延税金負債	161,895
ソフトウェア	210,523	負債の部合計	11,964,519
のれん	170,645	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	137,752	資 本 金	100,045
その他資産	710,294	資本剰余金	32,096
退職給付に係る資産	433	利益剰余金	1,291,783
繰延税金資産	85,110	自己株式	△4,125
貸倒引当金	△2,913	株主資本合計	1,419,799
		その他有価証券評価差額金	1,247,127
		繰延ヘッジ損益	1,696
		為替換算調整勘定	142,391
		退職給付に係る調整累計額	40,885
		その他の包括利益累計額合計	1,432,100
		新株予約権	235
		非支配株主持分	16,123
		純資産の部合計	2,868,258
資産の部合計	14,832,778	負債及び純資産の部合計	14,832,778

(単位：百万円)

科 目						金 額
特 別 利 益						1,129
固 定 資 産 処 分 益						969
負 の の れ ん 発 生 益						159
特 別 損 失						9,583
固 定 資 産 処 分 損 失						1,102
減 損						1,636
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額						5,555
そ の 他 特 別 準 備 金 繰 入 額						5,555
そ の 他 特 別 損 失						1,288
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益						479,581
法 人 税 及 び 住 民 税 等 額						113,002
法 人 税 等 額						△51,488
当 期 純 利 益						61,514
当 期 純 利 益						418,066
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益						2,012
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益						416,054

2023年度（2024年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	258,511	流動負債	27,504
現金及び預金	167,578	未払金	1,337
前払費用	746	未払費用	142
未収入金	90,067	未払法人税等	24,633
その他	118	未払消費税等	162
固定資産	1,186,372	賞与引当金	957
有形固定資産	417	役員賞与引当金	256
建物	289	その他	13
工具、器具及び備品	128	固定負債	108,313
投資その他の資産	1,185,954	社 債	70,000
投資有価証券	159,414	退職給付引当金	360
関係会社株式	1,026,118	株式給付引当金	2,535
その他	421	繰延税金負債	34,889
		その他	529
		負債合計	135,817
		(純資産の部)	
		株主資本	1,222,099
		資 本 金	100,045
		資 本 剰 余 金	399,949
		資本準備金	25,045
		その他資本剰余金	374,903
		利益剰余金	726,230
		その他利益剰余金	726,230
		繰越利益剰余金	726,230
		自己株式	△4,125
		評価・換算差額等	86,730
		その他有価証券評価差額金	86,730
		新株予約権	235
		純資産合計	1,309,065
資産合計	1,444,883	負債純資産合計	1,444,883

2023年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	141,147	
関係会社受入手数料	13,927	155,074
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	25,612	25,612
営 業 利 益		129,461
営 業 外 収 益		
受取利息	0	
受取配当金	11	
為替差益	170	
未払配当金除斥益	63	
還付加算金	18	
その他	70	333
営 業 外 費 用		
支払利息	1	
社債利息	310	
投資事業組合運用損	2,065	
社債発行費	159	
自己株式取得費用	12	
その他	9	2,558
経 常 利 益		127,237
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	86,792	86,792
特 別 損 失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券評価損	55	
関係会社株式評価損	5,068	5,125
税 引 前 当 期 純 利 益		208,903
法人税、住民税及び事業税	23,592	
法人税等調整額	△ 1,171	22,420
当 期 純 利 益		186,482

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

S O M P Oホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘幸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S O M P Oホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S O M P Oホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社の海外連結子会社は当連結会計年度の期首から、I F R S 第17号「保険契約」及びI F R S 第9号「金融商品」を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

る。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合とその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

S O M P Oホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 柴 則 央

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 弘 幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S O M P Oホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第14期事業年度における取締役および執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- 一 監査委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役および執行役等ならびにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

(次頁に続く)

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社および当社の連結子会社である損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」といいます。）は、自動車保険金不正請求等への対応に関する問題により、金融庁から、それぞれ保険業法第271条の29第1項、同法第132条第1項に基づく業務改善命令を受けました。また、損保ジャパンは、独占禁止法に抵触すると考えられる行為等の不適切な保険料調整行為等の問題により、金融庁から、保険業法第132条第1項に基づく業務改善命令を受けました。監査委員会はこれらの事実を重く受け止め、再発防止策を掲げたそれぞれの業務改善計画が着実に実行されるよう注視してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

SOMP Oホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 (社外取締役)	柴田美鈴	Ⓔ
監査委員(社外取締役)	伊藤久美	Ⓔ
監査委員(社外取締役)	和賀昌之	Ⓔ
監査委員(社外取締役)	梶川融	Ⓔ
監査委員(常勤)	笠井聡	Ⓔ

以上

Q1 | 今後の株主還元の方針について教えてください。

A 2023年度の業績に対する株主還元として、配当を前期から40円増配の1株当たり300円（中間150円、期末150円）とするとともに、総額770億円（上限）の自己株式取得を実施します。これにより、2023年度の業績に対する総還元額は1,759億円と過去最大となります。なお、総還元性向^(注1)は修正連結利益^(注2)の60%となりますが、これはグループのリスクと資本の状況などをふまえて追加還元を実施することによります。

当社は2024年5月28日に公表した中期経営計画の株主還元方針として、基礎還元を修正連結利益の50%^(注3)とし、加えて原則として政策株式売却損益等（税後）の50%を追加還元することとしています。さらに、リスクと資本の状況、業績動向や金融市場環境などを踏まえた資本水準調整も検討します。また、中期的な利益成長にあわせた増配を原則とし、基礎還元に占める配当の割合を高めていきます。

本方針を踏まえた2024年度配当は、2023年度配当から12円増配となる1株当たり112円（中間56円、期末56円）^(注4)と、11期連続の増配を見込んでおります。

今後も株主還元方針に基づき、魅力ある株主還元を実現していきます。

注1. 総還元性向とは、毎期の利益に対する株主還元のウェイトを示す指標で次の計算によります。

総還元性向 = (配当総額 + 自己株式取得総額 (株主還元目的)) / 修正連結利益

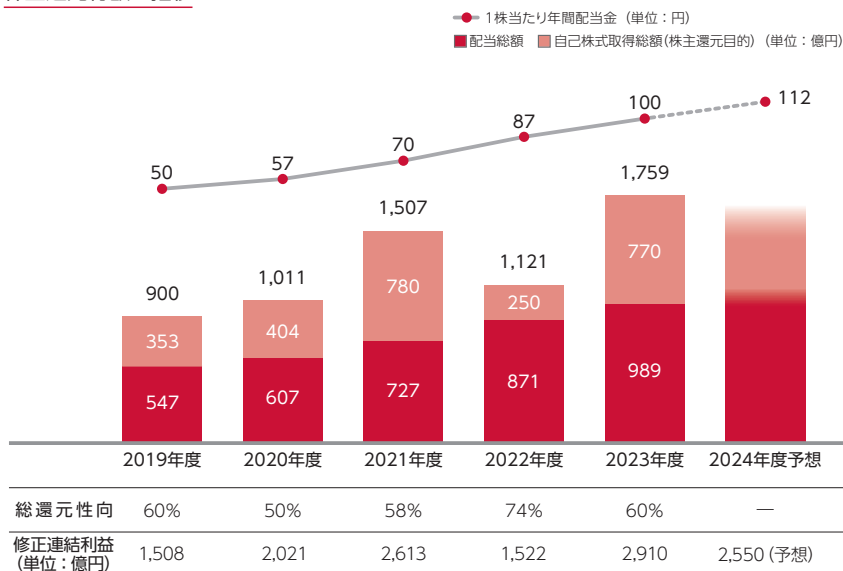
2. 修正連結利益とは、当社グループの修正ベースの利益総額で事業部門ごとに次頁の計算によります。

なお、2024年3月期の修正連結利益は2,910億円となります。

3. 国際財務報告基準 (IFRS) 適用後は修正連結利益の直近3年平均の50%を基礎還元とします。

4. 当社は2024年4月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っており、株式分割前後の1株当たり配当を比較する場合は分割前についても同基準に調整 (小数第1位を四捨五入) して記載しています。(以降も同様)

株主還元総額の推移



2024年3月期の事業部門別修正利益および修正連結利益の計算方法は、以下のとおりであります。

		計算方法
事業部門別修正利益 ^{※1}	国内損害保険事業	当期純利益 + 異常危険準備金繰入額等 (税引後) + 価格変動準備金繰入額 (税引後) - 有価証券の売却損益・評価損 (税引後)
	海外保険事業	Operating Income ^{※2} なお持分法適用関連会社は、原則当期純利益
	国内生命保険事業	当期純利益 + 危険準備金繰入額等 (税引後) + 価格変動準備金繰入額 (税引後) + 責任準備金補正 (税引後) + 新契約費繰延 (税引後) - 新契約費償却 (税引後) - 有価証券の売却損益・評価損 (税引後)
	介護・シニア事業	当期純利益
	デジタル事業	当期純利益 - 投資に関する売却損益・評価損 (税引後)
	その他	当期純利益
修正連結利益	事業部門別修正利益の合計	

※1 事業部門別修正利益は、一過性の損益または子会社配当等の特殊要因を除く。

※2 一過性の変動要素を除いたOperating Income (= 当期純利益 - 為替損益 - 有価証券売却・評価損益 - 減損損失など) で定義

A

MYパーパスを起点とした、SOMPOの人的資本経営

2021年度から2023年度までの前中期経営計画では、「SOMPOのパーパス」実現に向けて、社員一人ひとりの「MYパーパス」を起点としたチャレンジやイノベーション創出に取り組ましました。MYパーパスの浸透は、「トップの発信（タウンホールミーティング）」、「現場の取組み（MYパーパス1on1）」、「浸透の測定（エンゲージメント・サーベイ）」の3つの施策を中心に推進し、これらの取り組みの結果として従業員エンゲージメントの向上や多様な価値観を認め合うDEI（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）カルチャーの醸成にも繋がっています。

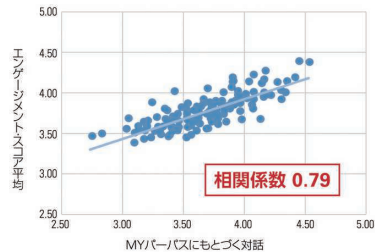
トップの発信（タウンホールミーティング）

グループの経営陣が国内外のグループ役職員を対象に「MYパーパス」および「SOMPOのパーパス」の意義を発信する場として「タウンホールミーティング」を継続的に開催しました。これまでにグループ横断では計15回開催し、約24,800人が参加しました。

現場の取組み（MYパーパス1on1）

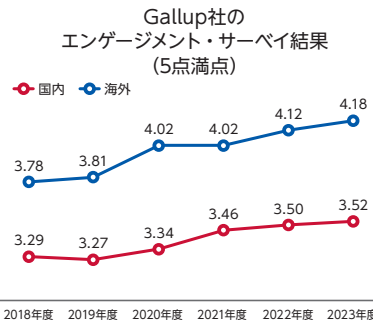
「MYパーパス」を中心に置いた上司と部下との対話（1on1）の導入を目的として、グループ横断のMYパーパス1on1研修を導入し、2023年度末時点で、国内の全グループ管理職が本研修の受講を完了しました。「MYパーパスに基づく対話」を実践している組織ほど、エンゲージメントが高い傾向にあることを確認しております。

「MYパーパスにもとづく対話」と「エンゲージメント・スコア」の相関関係



浸透の測定（エンゲージメント・サーベイ）

従業員エンゲージメントをグループ共通のKPIとして設定し、国内外のグループ会社に対して毎年サーベイを実施してきました。サーベイの開始以降、スコアは上昇傾向にあり、MYパーパスを起点とした取組みが「効果」としても現れてきています。



新中期経営計画における取組み方針

2024年度から始まる新中期経営計画では、グループが何を目指していくのかを定めた「SOMPOのパーパス」をより分かりやすい表現に改め、その実現に向け、引き続き全役職員一丸となって取り組んでいきます。そのために、「全ての社員にとって誇りと幸せを実感できる」、「自律的なキャリアや成長が実感できる」、「MYパーパスを追求できる」人事制度の整備、取組みを実施し、社員と会社が共に成長できる環境づくりを通じて、経営基盤を強化します。その過程においては「コーポレートカルチャー変革」、「グループ人材強化」、「人事制度の進化と人材基盤の拡充」を重点戦略として位置付け、推進していきます。

コーポレートカルチャー変革

MYパーパスと自律、多様性および倫理観を核とし、「社員が声をあげられる、多様な意見が受け入れられる」コーポレートカルチャーへの変革を目指します。そのために、再言語化した「SOMPOのパーパス」の深い理解と継続したMYパーパスの追求、またダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DEI）の実践に向けた取組みを強化します。併せて、その根底にある、心身の健康の維持・増進、人権の尊重にも引き続き取り組んでいきます。こうした取組みの有効性や変革の実現は、従業員エンゲージメント等を通じて確認していきます。

グループ人材強化

SOMPOグループおよび各事業の経営戦略の遂行に必要なグループ人材ポートフォリオ構築に向け、300億円規模の「SOMPO人材ファンド」設立を通じ、育成・採用等のグループ人材投資を拡大します。具体的には、将来のグループの経営を担う人材候補の育成や、各部門の専門性向上に向けた採用・育成を強化するとともに、社員の自発的な学びを支援するプラットフォーム構築などを通じ、自律的な成長とキャリア形成を支援する機会を創出していきます。こうした取組みを通じ、グループ横断での戦略的かつ最適な人材アサインメントがなされている状態を目指していきます。

グループ人事制度の進化と人材基盤の拡充

コーポレートカルチャー変革やグループ人材強化を支える、グループベースでの人事制度・体制を整備していきます。SOMPOのパーパスやコーポレートカルチャー変革などを具体化するために、マネジメント層の登用・評価基準などの見直しや、会社主導の人事異動の廃止・縮小などを推進していきます。また、グループおよび各事業の人材戦略策定・実行に活用できるグループ横断のタレントマネジメントシステム構築等を通じ、グループ全体の人材基盤を拡充していきます。

サステナビリティ

社会貢献の取組み

令和6年能登半島地震における被災地・被災者への支援

当社グループは、2024年1月1日に発生した能登半島地震で被災された方々の生活再建やそれを支える各種の支援活動に役立てていただくため、被災自治体との連携のもと、以下の支援を行いました。

<主な支援内容>

1. 食品の提供 (非常食2万食・高齢者に適した調理済み食品2万食)

グループ会社であるアルファフーズが販売している非常食2万食について、損保ジャパンの営業店を通じて被災地の方々へ提供を行いました。また、SOMPOケアフーズが介護施設へ提供している高齢者向けの調理済み食品2万食について、被災地域の高齢者施設等への提供を行いました。



七尾市高齢者支援課へ提供

2. 介護職員の派遣

避難所生活をされている高齢者への寄り添いや介助を目的として、避難所に対するSOMPOケアの介護職員の派遣を行いました。



避難所での様子

3. 支援金

被災地および被災されたの方々への支援活動に役立てていただくために、SOMPOグループ全体で1億3,200万円の寄付を実施しました。

人道支援・広域大規模災害による被災者支援等の取組み

「SOMPOちきゅう倶楽部」の社会貢献ファンドでは、役職員の有志による拠出金を原資に、2023年度は以下の寄付を行いました。

災害案件・支援内容	寄付先
令和5年石川県能登地方地震 令和5年台風第2号大雨災害	中央共同募金会
令和5年7月豪雨災害	中央共同募金会、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 (支援P)
アメリカ・ハワイ (マウイ島) 火災	
モロッコ地震 アフガニスタン地震	日本赤十字社、ジャパンプラットフォーム
リビア洪水災害 イスラエル・ガザ人道支援	日本赤十字社、国連WFP (国連世界食糧計画) ユニセフ、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

SOMPOケアのホームを地域の多世代交流拠点へ

SOMPOケアは、2022年11月、全国で展開する介護付きホームをはじめとした居住系事業所を中心に「SOMPO流 子ども食堂」の運営を開始しました。現在、約450の居住系事業所・デイサービスなどにおいて毎月1回開催しています。

2024年3月末までに地域の子どもたちへ提供した食事数は、累計21,064食となり、ご利用者さまと子どもたちがお食事を一緒に食べ、レクリエーションなどで触れ合うことで、多世代交流を楽しんでいます。

同社は、「SOMPO流 子ども食堂」の運営を通じて、地域交流の場の提供、ご利用者さまの笑顔と活力向上、職員の働きがいの醸成を目指すとともに、子どもたちに介護職を身近に感じてもらうことで、地域の複合的な社会課題の解決に貢献しています。



「SOMPO流 子ども食堂」の様子

気候変動への対応

当社グループは、2021年度から気候変動への「適応」「緩和」そして「社会のトランスフォーメーションへの貢献」を「SOMPO気候アクション」として掲げ、グループ全体で戦略的に取組みを進めています。

SOMPO気候アクション

① 気候変動への「適応」

協働を通じた商品・サービスの開発・提供により、社会のレジリエンス向上を支援

② 気候変動の「緩和」

グループの温室効果ガス排出量ネットゼロ実現（2050年）

③ 社会のトランスフォーメーションへの貢献

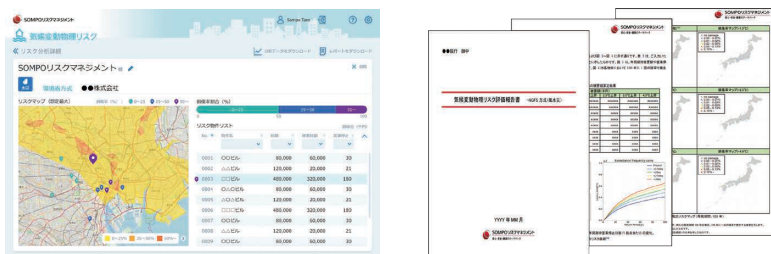
NPOなどのステークホルダーとの協働や金融機関としてのエンゲージメントを通じて社会の移行に貢献

ステークホルダーとともに、人と自然が調和した包摂的でレジリエントなカーボンニュートラル社会を実現

気候変動への「適応」「緩和」に資する商品・サービス

企業の気候変動対応などの課題解決を支援するサービス『SOMPO SUSTAINA』

損保ジャパンとSOMPOリスクマネジメントでは、気候変動への適応や自然災害に対するレジリエンス向上などの企業の課題・リスクに対処するための知見を蓄積しています。この知見をより多くのお客さまに有効活用していただくために、気候変動物理リスクによる財物や企業活動への将来の影響をWeb上で気軽に定量化、可視化できるプラットフォーム『SOMPO SUSTAINA』を提供しています。



『SOMPO SUSTAINA』による気候変動物理リスクの可視化イメージ

EVの普及に貢献する『EV-One』

損保ジャパンとプライムアシスタンスは、2023年よりEV（バッテリー式電気自動車）向けのユーザーサポート・プラットフォーム『EV-One』を提供しています。

『EV-One』は、安心・安全なEVシフトを支援する機能として、整備工場検索・予約、充電スポット検索、事故や故障の際のご案内、ロードサービスといったEVユーザーの不安を解消する多角的なサービス*を提供しています。

*2024年3月時点



専用アプリイメージ

社会のトランスフォーメーションへの貢献

ステークホルダーとの協業を通じた社会の移行への貢献

当社グループでは、ステークホルダーとの協業を通じて、以下の取組みを進めています。

- 気候変動・温暖化に関する社会課題を解決するための新たな価値・ビジネスの創造を目指した、株式会社ウェザーニューズとのパートナーシップ協定締結
- 京都大学防災研究所と連携した「災害リスクファイナンス産学共同研究部門」の設置
- 気候変動による水害リスク予測および社会影響・適応策の研究を目的とした、岐阜大学との共同研究契約の締結 など

■ 株式に関する各種お手続き

- 受取がお済みでない配当金のお受け取り、支払明細等の発行については、株主名簿管理人にお問い合わせください。なお、配当金のお支払期間は支払開始から3年間となっておりますので、お早めにご請求ください。
- 住所変更、配当金受領方法の指定および単元未満株式の買取・買増などの各種お手続きについては、証券会社等に口座をお持ちの株主さまはお取引のある証券会社等にお問い合わせください。

なお、証券会社等に口座がなく、特別口座で管理されている株主さまは、「単元未満株式の買取・買増」を除いて売買ができません。お早めに証券会社に株主さまご本人名義の口座を開設していただき、当該口座へ振替手続を実施していただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、下記「特別口座の口座管理機関」までお問い合わせください。

	[旧 損保ジャパンの株主さま]	[旧 日本興亜損保の株主さま]
特別口座の 口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 3番3号	三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 4番5号
郵便物送付先 および お問い合わせ先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 郵送先：〒168-8507 東京都杉並区和泉 二丁目8番4号 電話：0120-288-324 (通話料無料)	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 郵送先：〒137-8081 新東京郵便局私書箱 第29号 電話：0120-232-711 (通話料無料)

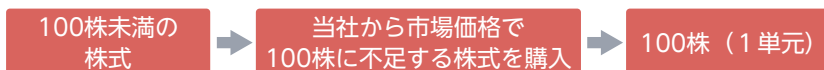
■ 100株（1単元）に満たない株式をご所有の株主さまへ

100株（1単元）に満たない株式をご所有の場合、買取制度または買増制度をご利用いただくことができます。

- 単元未満株式の買取制度



- 単元未満株式の買増制度



*市場での売買が可能となります。

■ 株主メモ

- 事業年度…………… 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 期末配当および
議決権の基準日…………… 3月31日（中間配当の基準日は9月30日）
- 配当金支払開始予定日…………… 2024年6月25日（火曜日）※2024年3月期末配当
- 単元株式数…………… 100株
- 公告の方法…………… 電子公告により行います。
(<https://www.sompo-hd.com/>)
ただし、事故その他やむを得ない事由によって、
電子公告による公告をすることができないときは、
日本経済新聞に掲載して行います。
- 上場証券取引所…………… 東京証券取引所（プライム市場）
- 株主名簿管理人…………… みずほ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
- 郵便物送付先および
各種お問い合わせ先…………… みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話：0120-288-324（通話料無料）

■ ウェブサイトのご案内



<https://www.sompo-hd.com/>



この招集通知は環境に配慮した
植物油インキを使用しています。